明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

NO. VIII. AUGUST, 1901.
VOL. XIV.

明治廿一年五月創刊

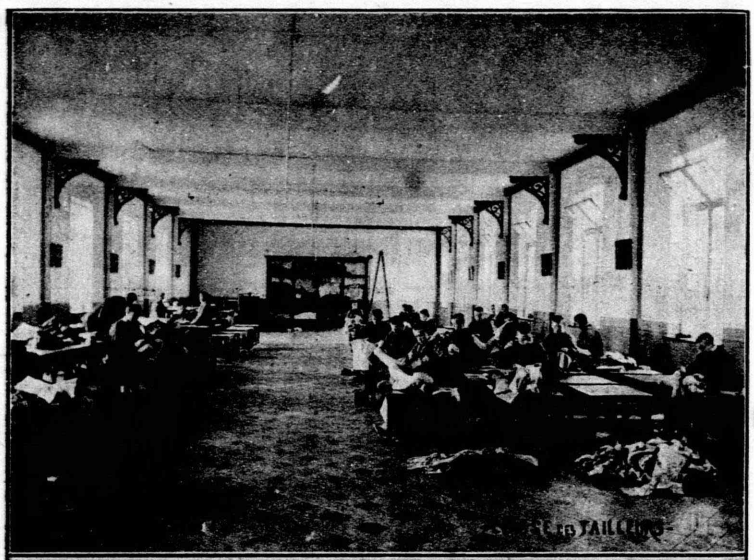
監獄協會雜誌

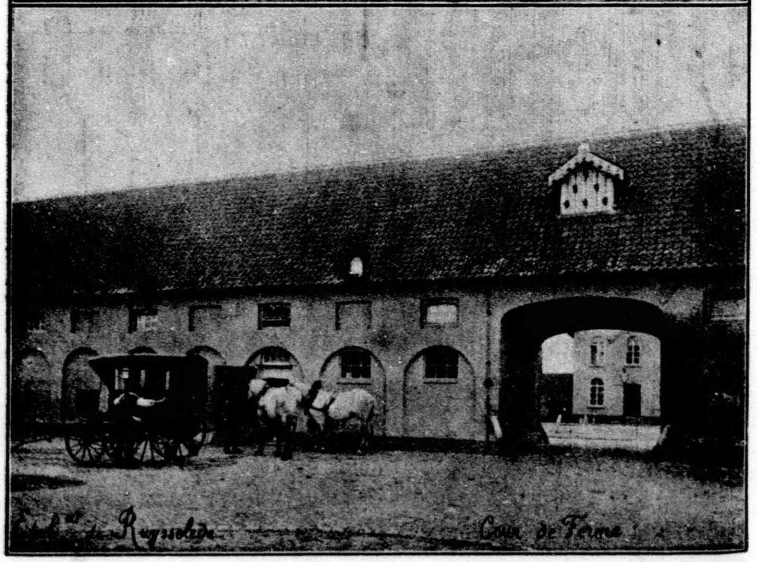
明治三十四年八月二十日發行

第拾四卷
第八號

監獄協會發行

發行所 東京市麹町區内幸町一丁目五番地 惠愛堂
印刷所





第拾四卷第八號目次

○會　說……（一　頁）
●感化法施行規則の規定を難す
○論　說……（八　頁）
●小河滋次郎君談話（於東京集治監課話會）
●山上義雄君談話（於東京集治監課話會）
●釜山監獄の景況に就て（於監獄茶話會）……筒井明倫君談話
○雜　錄……（三五頁）
●デスパイン氏の犯罪心理的觀察（其二）……訓　天　生
●警察留置場と監獄との區分に就て……芙蓉記ろす
●見聞雜感……（四四頁）
○時々のくさ〳〵……（數　件）……（五一頁）
○通　信
●長野兎一保護會概況（長野縣典獄報告）
●島根縣濱田、西郷兩監獄支署に於ける茶話會概況（島根縣監獄署報告）
●空知分監第十五回茶話會概況（四六居士報告）
●秋田縣監獄署茶話會概況（秋田縣監獄署報告）
●香川縣丸龜監獄支署死亡四人供養會（同支署報告）
○雜　報……（數十件）……（五四頁）
○寄　書……（數十件）……（六七頁）
●監獄協會の責務（愛知縣平民主人）
●監獄教誨に就て（三池集治監野々村若雲）
●統計（月末現在人員表に就て）（滋賀山川白骨）
●本朝繫獄者業傳附刑事圖譜自序（讃陽笠原謙稿）
●座して不測の大患を觀る（鹿鳴小林春泉）
●刑罰感念に基き罪人の心を諷む（今川廣吉）
○統　計……（八〇頁）
●明治三十四年四月末日全國在監人員表
●明治三十四年四月末日全國四人刑名別……（八四頁）

第拾四卷第七號目次

○會　說……（一　頁）
●協會事務に對する世人の誤想
○論　說……（三　頁）
●免囚保護（六月八日於監獄茶話會）……ドクトル、クールセン述　小秋元三八郎口譯
●萬國監獄會議報告（第二）……（三六頁）
○外國通信
●伊東思恭氏よりの通信
●生江孝之氏よりの來東
○雜　錄……（四八頁）
●デスパイン氏の犯罪心理的觀察……訓　天　生
●控訴院長、檢事長會議に於ける清浦司法大臣の訓示演說
●監獄建築施行順序並に豫算內譯等に就て
●監獄收入增加と日曜日休役に就て
○統　計……（五五頁）
●司法省監獄局第一回監獄統計年報を讀んで……芙　蓉　生
●明治卅四年五月々末全國在監人員表
●明治三十四年五月末日全國四人刑名別
●明治三十三年中新受刑四人飲酒習慣調査表
○時々のくさ〳〵……（六〇頁）
●數十件
○通　信……（六二頁）
●數　件
○批　評……（二　件）……（六五頁）
○寄　書……（數　件）……（六八頁）
○雜　報……（數十件）……（八四頁）
○會報廣告……（數　件）

白耳義摸範男感化院の圖

白耳義に於ける感化院中規摸の最も大にして、創立の最も古く且つ組織の最も完全せるものを「ルイセルド」感化院とす本圖上部に於けるは本院裁縫工場の光景にして下部にあるは農作場附屬の厩舍なり本院收容の男兒は平均常に四百八十人內外あり、工業としては靴工、木工、指物工、鍛冶工、裁縫工等の數種を授け各工場其大小に應して二人乃至三人の授業手兼務の戒護者を配置す工業の外また農業を敎ふ耕地の廣さ凡そ百二十六「エクター」(我百三十町步餘)あり牛馬羊豕其他の家畜を併せ凡べて其數六百有餘あり農用又は食料に供す

會說

○感化法施行規則の規定を難ず

感化法の發布せられてより爾來歲月を閱すること殆んど一年半、茲に突如として施行規則の顯はるゝあり、世人は今や既に多く感化法其物の存在すらも忘却し畢りぬ此際に當りて僅々十一條の內容を有する一施行規則の發布を見るは少しく異樣の感なきに非ずと雖も亦吾人をして如何に當局者の意を用ゆること周到に研究の度深かりしやを想像するに餘あるにあらずや然らずんば僅々數條の規定何ぞ夫れ爾く歲月を要するの價値あらむや

感化法は素と單行の法律として其れ自身活動し得べきものに非ず必ずや施行規則の伴ふありて始めて茲に感化院の設定を見るを得べきなり然るに感化法發令當時今日に至るまで施行規則の發布なきを以て我輩は寧ろ感化院の必要は當局者の間に漸く忘却せられたるに非ざるなきやを疑ひたりしに果然此擧あり、一たびは驚き

一たびは喜び一讀再讀するに迨んで終に膈を撫し茫然自失するに至りたるを悲む
嗟何ぞ歲月を要する斯の如く多くして而かも亦其規定散漫茫漠矛盾一に何ぞ此の
如く甚しきに至れるや敢て借問す當局者は眞に能く感化院其物の性質を諒得した
るや否や感化法の規定を推敲研磨したることありや否や此點は何人と雖も該規定
を一讀したる者の先づ以て胸裡に湧出し來る疑問なりとす請ふ予をして之が規定
の內容に就て少しく詳論する所あらしめよ

感化法施行規則第一條第一項に曰く「地方長官に於て感化法第五條第一號及第二號
に揭くる者を入院せしめんとするときは入院命令書を交付すへし」と所謂感化法第
五條第一號に該當する者とは親權保護の下に在らざる浮浪少年にして第二號は懲
治人なりとす懲治は裁判所の決定に依つて當然留置せらるべきものにして行政長
官は何ぞ必ずしも之に依て入院命令書を交付するの必要あらむや裁判所の決定は
則ち行政官に於て當然之を感化院に收容するの義務を有しまた之に就て取捨斟酌
するの自由なし然るに入院命令書の交付を待つて始めて感化院に收容するものと
爲すは規定の妥當を得たるものに非ず或は本條の規定は一面懲治人の內感化院に
收容する者と否らざる者との法意よりして此の如き規定を見るに至りたらむと雖

も素と懲治人は現行の如く監獄內に拘禁するの不可なるが爲めに感化法の制定せ
らるゝに至りしもの現に感化法にも之を明言しあるにあらずや懲治人中豈感化院
に收容するものと否らざるものとの二種あらむや現行監獄の所謂懲治場は感化院
の設定を待つて事實上消滅すべきなり英獨佛等歐洲大陸に行はるゝ感化學校又皆
是のみ然るに此親易き感化法の根本たる神髓を誤解し第一條の如き規定を作成し
たるは當局者の感化院を熟知せざるの罪か若くは立法の一大瑕瑾と謂はざる可ら
ず

第三條府縣に於て感化院を設置せんとするときは其の位置名稱其の他必要なる規
則を定め內務大臣の認可を受くへし」と必要なる規則とは則ち是れ感化法施行規則
の內容を意味するものにして自己の制定すべき一切の條件を擊けて之を感化院に
委任し內務省は唯單に認可を與ふるのみを以て自己の制定に代へむと欲す嗚呼何
ぞ狡猾なる自己制定の煩冗を避けて一に之を各感化院をして其の責に當らしむる
之をしも行政機關の權能と謂ふべき乎謂ふべくんば行政司法の各機關悉く其の專
斷に任すべく中央機關は宜しく當さに認可監督權を掌握するの箇に如かざるなり
此の如き規定は實に感化院の性質を誤解するに坐するのみ感化法に所謂感化院な

るものは決して私設に非ず府縣事業の一營造物なり府縣直接の事業なり各感化院に於て變更するを許すべからざるの規定は宜く茲に網羅するを要すべく(例へば感化法第五條第一號と同第二號とを嚴劃別異するを要するが如き規定且又感化院設定に關する諸般の事項を規定するに非ずんば府縣は如何なる方法に依り如何なる羈束の下に之を設定すべきかの道あるを知らず加ふるに感化院なる者の性質は未だ洽く世人に諒得せらるゝに至らず獨り世人のみならず當局者と雖も間々感化法を誤解する者あるを以て其の認可權は終に幾多の不法惡弊に向つて濫用せらるゝの嫌なしとせざるに於てをや國家事業は宜く先づ國家自から之を經營すべし私設團體を監督するが如き規定を以て國家事業の上に加へむとする立法の點より之を見るも決して讃むべきに非ず況んや事實我邦に於ては完全なる私設の一感化院だになく經驗甚だ乏しきを以て之に向つて先づ依るべきの準據を示すに非ずんば府縣は五里霧中に彷徨し終に之を設定するの機會なきに於てをや

其の又第六條に曰く

感化院長は必要に應し在院者を適宜公私の施設又は私人に託し教育を施さしめ又は勞務に就かしむることを得但し所在府縣外に於て公私の施設又は私人に託

せんとするときは地方長官の認可を受くへし

と是れ明かに感化法の精神と相矛盾するものなり、感化法は不良少年を教育せむが爲めに感化院を設定せんと謂ひ其の施行細則は不良少年の教育を他の設備に讓るべきを謂ふ是れ豈矛盾の甚だしきものに非ずして何ぞや他の設備に讓るべきの至當なるを認めば宜しく先づ之を感化法に規定すべくして一施行規則に規定すべからざるなり現に假退院の事項すらも之を感化法に明定し置きながら之と實質を同じふすべき依託教育の規定を此細則に規定するは少くとも立法の趣旨に於て權衡を失し妥當を得たるものと謂ふ可からず加之不良少年の教育は感化院當然の任務なるべきに之を他の施設に任せんとするに至つては擬呆亦極まれるにあらずや我輩は先づ之を許諾するの前立法者の意識十全なりしや否やを疑ふ施行規則は其題名の示すが如く感化法の範圍内に在つて感化院の内容組織權限を規定すべかりしもの、之が範圍を超越して不良少年の教育に係る諸般の事項を規定すべきに非ず本條は則ち是れ明かに感化法の規定精神に矛盾するもの

豫に公私の施設に托して教育を施こさんとするが如き感化院より出でたる不良少年を以て他の良家の子女と共に倶同し小學教育を授けむとするは社會政策の上よ

り之を見るも大に非難せざるを得ず兒童は模倣の性質に富む盡瘡同室の結果貞家の子女終に醜化するに至り意思の脆軟薄弱なる者は偶々以て監獄感化院に入りたる者を指して功名を遂げたる者と見做し或は之を羨望するに至るあるを免かれず是れ實に一般教育事業の上より之を拒斥せざるを得ざるなり此の故に不貞少年の教育場たるべき感化院の必要ある所以なりとす

然りと雖も予を以て絕對的に此規定の趣旨を排斥する者と誤認すべからず事實或は感化院制度よりも寧ろ歐米の Boarding out System 若くは Placing Out System と稱する者の如く貞家の家庭に子女を送るは却て或は貞好なる成績を得ることあるべしと雖も是れ寧ろ私人の經營に屬せしめ國家事業としては感化院設定の方針を採ること一般の趨勢にして我邦に於ても亦此趣旨を採用したる所以なりとす

殊に此日外寄宿の制たるや奏功の如何は貞家を撰擇するの如何に在りて且又監督の方法は周密なるを要す歐米諸國の實例に徴するに訪問委員なる者各州に存在し一は貞家を撰擇するの便に供し且兩三ヶ月に必ず一回は不時に訪問するを例とす我邦に於ける機關また果して此の如きや否や此等の職員を置くと否とは一に感化院長の職權内に在るを以て或々間々監督の周密を欠くの嫌あるを免かれざるべし

感化院に於て在院者の費額は扶養義務者に於て負擔すべきを規定し其施行規則第八條は相當の額を負擔すべきことを謂いて額の多少は一に地方長官に一任せり扶養義務者の負擔額は國稅徵收法に依りてまでも强制して徵收すべき種類のものに屬す然るに漫に之を地方長官に一任するは規定の宜きを得たるものと謂ふ可からず宜く相當の額を示定し一面甚だしき低額に失するの弊を避けしむるを要す此點は社會政策上頗る留意すべき事項なるに漫然相當の額なる名辭の下に之を規定し去りたるは細則として其宜緊を得たるものに非ざるなり

第九條職員養成の規程は必ずしも感化院に絕對必要なる設備にあらず、養成所を附設する固より可なりと雖も茲に之を規定すべきに非ず、殊に各感化院に附設せんとするは必ずしも該規定の希望する所にあらざるべし、なくもがな

第十條第十一條は代用感化院に關するの規定なりと雖も一も代用感化院と爲すに足るべき條件代用感化院の解除權等に就て規定する所あるを見ず之を英獨の感化院條例に徴するに甚だしき粗雜遺漏の點あるを見る

要するに斯くの如く詮し來れば感化法施行規則の規定は支離滅裂一も全璧を留むるものなしと謂ふて可なり然りと雖も規定は固と是れ死文のみ感化院の職員其人

を得る熱心技倆の卓越する者あらば規定の不備は多少之を補全するを得べ我輩は此省令の發布を見て一層切に之を望まざるを得ず、唯疑ふ勿る規定の下に立ちて能く感化法の趣旨を諒得し巧に之を運用施爲すへき行政官若くは感化院の職員あり得べきや否や我輩は之を數年後の將來に卜せむのみ

本論を讀む者は本誌法令欄感化法施行規則を參照するを要す

論說

○小河滋次郎君談話

（於東京集治監講話會）

今日は、私の後とで畑典獄、早崎典獄、後れて木名瀨典獄も臨席せられましたが、早崎典獄、及畑典獄は、過般來、北越及長野邊の監獄を見て來られましたから、定めて有益な、御話しがありましやう、又た木名瀨典獄は、京坂地方の監獄の事に付て、是又有益な話しがあらふと思ひます、既に山上君が、若山典獄の勸めによりて、有益なる話しをせられ、又後とには、早崎君、木名瀨君の兩君が、御話しをされますから樂んで待て居るのであ

ります、私は何時も、同し樣な事を、御話しますから、諸君の中には、或は繰返して聞く必要はないと、御感じになる方も、あるかも知れませんが、自分は少しく必要を感しますから、御話致します、此頃私は、京坂地方、中國四國、各縣の監獄を、巡回致しまして、其中には、他地方に於て、見ることの出來ない、我邦中にては、優等なる、最も多數の分房を以て、建築せられたる、香川縣監獄、之れは此席に御出でになる、藤澤典獄の設計によりて、數年前建築せられたものでありまず、此監獄と、又た最も構造の惡しき高知縣、及愛媛縣、の監獄を見ました、つまり最も善き監獄と、中等のものと、又最も惡しき監獄とを見て、色々感した事がありました、要するに、一般の過囚上に於て、作業の上に於て、又た衛生の點に於て、將た事務の整理等、監獄事業上、豫想よりは、餘程進んだ考へを持ち、滿足に考へた次第でありまず、而して其進歩して居る事は、之れは諸君に對しては、親類中でありますから、忌憚なく申しまするが、輦轂の下に在る、東京、及東京附近の監獄に、比べまずれば、其僻遠の地に於て、而かも構造の不完全なる、殊に最も多囚を拘禁して、過囚上困難を感ぜざるべからざる、大阪府の監獄などが、遙かに進歩して居るものと思ふ、之れ獨り私の言のみならず、大坂を始め四國中國の、監獄を見て來た人は、何れも同感を持つであらうと思ふ、

筆毅の下に在る監獄は、其實質に於て遺憾ながら却て地方の監獄より、劣ると云ふことは、數年前より、識者の認め居りし所であります、何故そーか、と云ふ其原因を研究するには、別に考へを要する程の事ではない、極簡單なる、理由の存するものであります、詰り、東京附近の監獄に於ては、割合に眞き人物が、其局に當つて居る、典獄にしても、看守長にしても、又た看守にしても、其通であるけれとも凡そ物事は、油斷より間違を生するもので、比較的柚んでた人は、動もすれば油斷をする、少し位の事は、所謂一擧手一投足の勞で、今日思ひ立ちて、明日之を實行すると云ふ風で、兎角油斷を持つと云ふことが、確かに其原因の一である、例へば此集治監に來る諸君の中でも、遠方より來る人もあらうし、又た近所より通勤する人もあるべけれとも、實際に於て、近き人に欠勤等が少ないか、或は下谷なり、其他遠方より通勤する人に、欠勤等が少なきかと、云ふことを調ぶるに、恐らくは、遠方より來る人の方が、正確に時間を守る、何故かと云ふに、遠くの人は、油斷すれば遲刻するから、平生心掛けが眞き故、遲刻等も少く、又た規律も正しいから、歸宅後に於ても、或は晩酌も之を節する所あるべく、又就寢時間も、遲くなるを恐れて、可成雜談等を避くると云ふ樣に、常に心掛けが眞き故、從て健康も眞く、從て欠勤等も少ない道理である、之に反して、近くの人は、欠勤遲刻等も多いと考へる、之と同

しく、東京及東京附近に住する人は、書物なども、買はんと欲すれば、如何なる種類の書物にても、之れを買ふことを得べく、聽かんと欲することは、親しく大家の門に就て、之れを質すことを、得るの便利あるより、つい油斷をして、直ぐに聞くと云ふことをせずして、又讀まうと思ふても、つい之を怠るに至る、然るに僻遠に在る人は、油斷がないから、苟も讀まんと欲する書物は、之を讀み、苟も聞かんと欲する所は、直に其意見を訪ふと云ふ樣に、念々刻々、油斷と云ふものが、無いから之れが積もりて、遂には改眞上の大効を、奏することもありましよう、現に建築の、最も不完全なる所にして、當局者の熱心なるは、高知縣の監獄である、高知は、御承知の通り、四國中にても、交通の不便なる所であるから、來る者も、出る者も、少なき故、土地に住む人は、他所に後るゝと云ふ考を、常に持つて居りますから、從て熱心であります、私は出張中、看守の會議席に臨み、看守諸君の意見を聽き、又た質議を受けましたが、如何にも熱心なるとは、殆んと想像の外であります、之れは典獄始め、判任官の、熱心なるの理由も、ありましやうけれども、監獄の事と云ふものは、却々(なか〳〵)少數なる典獄書記看守長のみにては、出來るのでは、ありません、殊に多數なる看守の熱心如何に依ることが多いのであります、故に監獄の改眞の如何は、懸かつて看守の双肩にありと云ふも、敢て不可あるまいと思ひます、其看守が、欠勤

が多かつたり、職務に不熱心でありましたならば到底善き効果を見ることは出來ませぬ、今申しました通り、此監獄などは、素より典獄書記の力に、依ることならんも看守の力も亦多大に居ると云ふことを、考へました、之れは當り、四國のみならず、大坂にても、其通りで、大坂府監獄は、四千人近くを拘禁して居りまして、此在監人に對し、過囚規律を、厲行する上に於て、頗る困難なるを想像せらるゝにも拘はらず、又其大なるにも拘はらず、割合に頁く整理せられて居ります、そこで、前申しました通り、私は最も善き監獄と最も不完全監獄とを見ましたが、其善き監獄と不完全監獄とが、實積の上に於て、同一なることを見ました、即ち建物は文明主義に構造せられて居るものも不完全監獄と、其實績の殆んど同一なるは、全く人の力に依ることを、知りました、人の力が十分ならば、構造の不完全なる監獄にても、其効果を擧くることは、敢て至難ではありませぬ外部の設備が、充分に出來て、尚其上に、完全なる人を得ば、其効果、尚著しきものあるべし、尚私が巡回中、到る所、求めに應して、話しを致しましたことですが、一番、監獄を管理る人の、考へねばならぬ事は、凡て物事は、徒らに形式にのみ、拘泥せず、能く其精神の存する所を、察へ、之れを活用する事であります、此の如く致しますれば、假ひ外部の設備、不完全でありましても、十分其目的を、貫徹することが出來る、又た十分に貫徹せぬ迄も、其幾分を貫くことが出來ます、之れに反して、其精神を、察へされば、如何に外部の設備が、整ふて居つても、到底目的を貫くことは、至難のことであります、例へは在監人の別異を、嚴重にせねばならぬ、即ち現行監獄則の上では、罪質、年齢、犯數等、種々に別異するとに、規定せられあるも、之れでは尚、不完全なりとして、一人分房の方針を、當局者は採りつゝありて、外部の設備に付ては、大に企圖しつゝあるも、如何せん、之れを實行せんとするには、非常に、多額の費用を要することなるを以て、多數の監獄を、悉く分房の域に、達せしむる迄には、進みませぬが、不完全ながらも、其方針を採りつゝあるのであります、然るに動もすれば、只さへ不完全なるものを、一層不完全ならしむるの恐れあり、即ち外部の施設、十分ならざるに、搦て加へて、尚實際の取扱上に於て、別異の精神を、貫徹しない恐れがある、當監などは、御注意が行屆いて、居るだらうと思ひますが、折角監房に於て、十分別異してある四人が、教誨堂、或は運動場、或は工場に出てたる場合に、其別異方が、果して厲行せられて居るや否やと、云ふことを調べて見まするに、其實は、教誨堂に於ては、一時に多數の四人を總合せしめ、宛かも、すし」の如く、互に相肩摩して、坐せしむるとあり、又工場に出でゝは、(監房に在ては嚴重に別異しあるにも拘はらず互に接觸するを防々の途は、立つて居るにも拘はらず、受持看守の不注意のために、

食事の際などには、狹い、工場の片隅みに密集せしめて、互に膝を突合はせて喫食せしめ、又た休役中も其通り、尤も相當の距離があれば格別、又た押送中も其通りで、丁年囚と、未丁年囚との別なく、甚しきは、男女の別異さへ、なさいる位である、運動の時も、矢張同一である、又た工場から監房に還る場合も、其相當の距離を保たしむると云ふ樣な事はない、一體在監人を別異する精神は、那邊に在るかと云へば、囚人互に、近よらしめぬと云ふが、主眼でありますから、工場、監房に於て、離隔する以上は、運動場、又は敎誨堂に於ても、互に相近寄らしめぬ、と云ふ注意は、始終持つて、居らねばならぬ、看守長、及看守諸君に於て、能く此精神を守り、徹頭徹尾、總ての場合に於て、相近寄らしめざる樣、せざるべからず、先つ分房が、出來ぬとした所で、工場監房などに於て、監獄の惡感化を、及ぼさぬ丈けは、人の注意如何によりて、敢て至難であるまいと思ふ、今一つ話す事は、京坂、四國地方に於ける、看守の人物の、良きことである、出張中談話會等に臨みて、看守の意見を述ぶるを聽き、又は敎習所の、試驗の答案などを見て、其人物の、優等なることを證じました、獨り其人物の、內容に於てのみならず、近來は、其姿勢、擧動等、外形の有樣が、私が先年、巡回した時とは、殆んと一變しました、前きには、ちよつと、禮式をするにも、誠に、わざとらしき、即ち自然的でなかつた、即ち如何にも、其動作が、作ると云ふ如くであ

りましたが、近來は、其姿勢、禮法が、能く整理せられて、其動作が、自然的に出つる樣になりました、即ち近來、改良の端緒を開くに至つたのは、誠に喜ぶべきことであります、之れ看守長の、訓諭等に對する、注意の行屆いた、結果であろうと思ひます、此點に就ては岡山縣か最も長速の進歩あるを私は認めたのであります、一体看守は、看守長より、訓諭を受けたる場合は、獨り自己が、其姿勢禮式を、直すのみならず、直ちに之を、囚徒に移すと云ふ考へを持たねばならぬ、例へは看守の帽の着方が悪いとか、服裝が整はぬとか、云ふことを、看守長から訓諭せられたらば、直ちに移して、之を囚人に及ぼさねばならぬ、朝夕入出房の際、囚人を點檢するの實況を見るに、單に、人數を調査すると云ふことゝ丈けを、主意とせるものゝ如し、然れとも看守が、朝夕點檢を受くるに方り、看守長は、只看守の人員丈けを、調べて、良いかと云ふに、決して然らず、或は頭髮が、長が過ぎるとか、髭が、延びて居るとか、或は靴が、汚ごれて居るとか、云ふ樣な事を、訓示せねばならぬ、丁度之れと同じ事で、囚徒を點檢するにも、唯人數を調べた丈で、良いのでは無い、朝着て出た、衣類を、非常に汚ごして居るとか、身体を不潔にして居るとか、頭髮が長がいとか、髭が延びて居るとか、云ふ如く、身体、及び被服上の、清潔規律と云ふ點に付て、十分點檢をして、若し不規律等の者があれば、之れを看守長に申告し、又は自己の職權の範圍

内に於て、相當の注意を與ふる樣にせなければならぬ、諸君が毎ねに、點檢を受くる有樣は、直ちに移して、受持の囚人に及ぼす樣にせよとは此くの如きことを申すのであります、唯だ外部の規律丈けを、行へば宜いと云ふのでは、行きません、何故に囚人に對し、清潔規律を、屬行しなければ、ならぬかと云ふ其精神を、見なければならぬ、今試みに、當局者に向て、如何せば清潔紀律を保つことを得るやとの假りに、問題を發しましたならば、多くは、どうも監獄では、掃除夫が少ない、又たは費用が少ない、今少し費用を出ねば、屬行が出來ぬ、と云ふものが有ります、併し夫れは、規律を保つと云ふ旨意に適はぬ、成程監獄は、何れも廣いから、多くの費用を要するであろうが、其規律を保つの主意はと云ふに、囚人は、自分の居る所は、自分自ら、責任を以て、之れを掃除せしめなければならぬ、工場に於ても、監房に在ても、其通りであります、自分の居房を、掃除夫の力に、委すると云ふ樣な事は、宜しくない、普通の人でも、其通りです、日常、自分の居室位は、之を掃除しなければならぬ、斯ふ云ふ心懸けがあつて、貧民の生活が出來る、然るに斯ふ云ふ規律的の習慣が、流れて、終には、犯罪者と、なるものでありますから、可成囚人に對しては、清潔紀律の、習慣を養成しなければなりません、然るに監房の掃除は、掃除夫がするから、大概にして置くと云ふ樣に、或は布團等も、上げつ放しにして、置くと云ふ樣に、

なるから、段々事が大きく成りて、終に、多くの費用を、掛けねば、清潔にすると云ふ事が、出來ぬ樣に、なるのであります、

又た私は、到る所で、囚人の犯則如何を、取調べて見ましたが、殆んと數百點の犯則中に就て、調べましたが、其中に監房の掃除番が、掃除を怠たつたとか、衣服の清潔方を、怠たつたとか云ふ樣な、犯則は、一つも見ませんでした、今此等の規則は、無いのであるか、と云ふに、決して、そーではない、當局者が、輕微なる事として、放擲して、置くのであろーと思ふ、多數の中には無論、此種の犯罪者は、有るので、ありましょうが、此等に對して、毎て處罰せることは、一回も無い、又た不潔の着物を着て居りながら、引換を願はず、又た不潔にしたとか、顔を洗ふべきに、顔を洗はなかつたとか、云ふ事は、詰り、平生の不性からして、或は身體も垢づれる、或は衣服も汚れるに、至るものであるから、之れ等は、當局者に於て、規律の習慣を、養成する爲め、罰せねばならぬ事だろうと思ふ、私は巡回中にも、屢々囚人の、情願を聞きするに、衣類の引換へを願つても、却々引換へて被下ぬ、又た監房などに於て、蚤などが、澤山居て、堪へられぬけれとも、當局者は、之を驅逐する法を盡して下されぬと、訴ふるものが、澤山ある、一體此等の事柄は、之れを罰していも、引換へねばならぬことなるに、役人の方から、之を引換へぬ、又た不潔を其儘に、付し去ると

云ふ樣なる、實況では、成程、如何にして清潔規律を保持せらるゝかとの、問題に對して、費用を澤山に要する、掃除夫を澤山に要すると云ふ樣な、答へを發することは、無理ならぬ事であると思ひます、私は少こし、平生に於て、各自の責任を以て、銘々の居所等の、清潔法を守り、衣類等も、平素常に、清潔にする樣に、心掛けたならば、別に一時に、澤山の費用を要し、多數の掃除夫を使役せざるも、常に能く、清潔を保ち得らるゝ事と、思ひます、又た之れは、能く規律を厲行すると云ふ、主意に適ふて居ることゝ思ひます、願くは將來、夫等の事に付て、能く其精神の存する所を察へ、其精神に向て、攻細の事と雖も、之れを輕視せずして、十分活用する樣にして、以て……改良と云ふ事に、盡力せらるゝ樣に、希望するのであります」（拍手）

○山上義雄君談話

（於東京集治監講話會）

私は昨今、持病の咽喉を害ふて居りますから、話しをすることは、御斷りをして置きましたのに、若山君から、強ひて、話しをする樣にと云ふことで、未だ承諾もしない内に、宣

告せられたと云ふ樣な譯で、誠に咄嗟の事で、別段考へもなく、又た考へても、別に御參考となる樣なことはありません、此く突然と、演壇に突き出され、殆んと何を御話ししやうかと、尙今考へつゝある位で、從て言葉の順序、及其內容に於て、迚も滿足な譯にはまいりませんから、豫め御話しする前に、御斷りを致して置きます。

監獄費の、國庫支辨になりまして以來、未だ、之れが國庫支辨になつた驗るしと云ふ事は、一つとして、事實上に見はれませぬ、又た當局者と雖も、殆んと眠つて居る、唯だ國庫支辨後に於て、一種の流潮……風潮として、作業の收入と云ふことが、唯一の問題となり、作業の收入の外、監獄の問題は、殆んと他に無き位であります、勿論監獄の作業と云ふ事は、輕視すへきかと云ふに、決して輕視すべからさることは、申す迄もなく、諸君の知らるゝ所であります、乍併作業は、刑罰執行上の一部分に過ぎない、殆んと行刑上より、之れを見るときは、作業の收入などは、考ふる必要の無き位であります、乍併、一の目的を達するに方り、附帶の目的は、主たる目的を害せさる限りは、之れをなすも宜しい、即ち行刑中、作業の收入を謀ると云ふことは、所謂作業の收入を、增加すると云ふに過きない、今私が斯く申しますれば、或は懲戒の一面にのみ傾くの疑ひを生する方があるかも知れぬが、枝葉の目的を達するよりは、主たる目的を達する方、必要なりと認

め居れり、只今藤澤典獄が作業の話しをせられたが、私も之れに類似した話を、するの必要はありませぬが、外に考へもありませんから、聊か監獄經濟の事に付て、一言せんと欲す、只今申しまする如く、監獄の收入を增加すると云ふ事にのみ、重ぎを置きて、他の事を忘るゝが如きことありては、將來、甚た憂ふへきことでありまず、近來、一般監獄社界の有樣を見ますれば、作業、殊に其中の收入にのみ、專ら目が注ぎ居る樣に見へまず、遇囚の方法は如何、看守の配置を此の如くせねはならぬ、とか云ふことより、第一の事として、見はるゝは、收入の增加にあり、若し果して將來之にのみ重きを置いたならば、刑罰の執行を、輕んするの恐れなきかを、憂ふるものでありまず、勿論私も、作業の收入を、增加するの必要は、認めて居りまして、色々考へ中なるも、若し極端に、只今の樣でありましたならば、從來、日曜日は全く囚徒の役業を休めたるも、例へは一日休むれば、全囚の頭より見れば、十七万の不足である、若し之れを半日にせば、八九万となる故、作業の收入を增加するの爲めには、日曜の敎誨敎育を、短くしてゝも、收入を增さねばならぬ、と云ふ事にも至らん、如此總ての點に於て……　撿束上にも及ぶ、例へは作業をなすに、二人聯絆の方法に依るときは、三人にて爲すことも、四五人の手を要するに至るを以て、二人聯絆の方法は、宜しく廢すへしとか、或は其他、種々の方法に依りて、何ん

でも角でも、收入にのみ、重きを置くと云ふ樣なことに至ては、遂に刑罰の執行を輕んするに至り、只た國家の支出を、幾分か補助するに過ぎない、國が、權力の作用によりて、刑罰の執行をなすにも拘はらず、國家は、自己の職分を忘れて、專ら其收入を利せんとするの嫌ひがあります、要するに、稍今日の趨勢は、餘り力を、作業の收入に、入れ過ぎて、他を忘るゝの傾きなきかの、嫌がありまず、已に藤澤典獄の云はれた如く、看守の注意によりて、收入を增すと云ふことは、必要な事で、之れは、看守の職務に、附帶する所の義務であつて、上は典獄始め、下は看守に至る迄、兎に角、盡さねばならぬ、即ち職務上の親切心より、盡さねばならぬ事であります、私は、收入は、どうでも、よいと云ふのではない、之れが爲めに、他の事を忘れてはならぬと云ふのであります、敎育敎誨を、縮めて迄も、收入を謀ると云ふ如き事は、勿論考へる人は、なかるへきも、今日の趨勢は、多少此傾向あるやに、老へられまする故に、御話しを致します。

一面には、只今藤澤典獄が、諸君に御話しをせられた、此の出す（支出？）と云ふ事を、少し減せねばならぬと云ふことを、私は考へつゝあります、先日宮城集治監から、隨行せられて居る、氏家看守長の談に依れば、佐渡の金山が、昔て、御料局に管屬しつゝある間は、經濟上、常に損し居りし、即ち金の採堀高が、官吏の俸給、其他と、收支相償はさりしため、

持續しても、つまらぬ、唯多額の經費を投じて僅かに相川と稱する、附近の小村落が當(マヽ)被のみにて御料局より見ては、經濟上、甚だ不利益なりし、然るに、之れを拂下げて以來(確カ岩崎ガ拂下チ受ケシト覺フ)其採掘高は、從前と同一なるも、一面には、岩崎は大に、利益を得たと云ふことでありまず、すると、同し金の分量に於て、一は損し、一は營利事業として、利益を得たと云ふことは、無論、方法が異ならねばならぬ、御料局管屬當時は、百人內外の人を使ひ岩崎は、之れを僅かに三十人內外にて處理すると云ふ、然らば岩崎の三十人が、無理な使ひ方かと云ふに、決して否らず、又御料局は、總て不經濟をなせしかと云ふに、是亦否らさるも、兎に角御料局の、遣り方が、冷淡であつたと考へねばならぬ、現に同一の事業にして、如此き差あるは、即ち官業と民業との、相違である、一体官の事業は、必ず總ての事に、不經濟の事が多い、何んとなれば、即ち利害の關係が、一個人のものと、官のものと非常に違ふ、自分の資本を投して、業をなすと、他人の資本により、給料を得て、之を經營するとは、非常に違ふ、一体、日本の官吏の頭腦(アタマ)が、經濟思想に乏しき故、政府の仕事は、概ね不經濟たるを免れない、兎に角、商人雇として、ある人と、政府雇として、ある人とは、諸種の點に於て、頭腦が相違して居る、之れは、由來日本の國風として、士と云ふものは、是非金錢(カネ)の觀念を、少なくせねばならぬ、金錢の觀念のある丈け、夫れ丈け、品位も低かりしなり、而して數百年來、斯の如き、養成を受けたるものが、今日最も多數に、官吏として奉職して居る、此士族なるものが、從來、金錢と云ふ事に向ての觀念を、薄からしむる、養成を受けしものであり、且つ其上、利害の關係が、直接に、自己に及はさる故、前例に於て、畢竟岩崎の、利益を占むるに至つた、次第でありましよう。

之れを監獄の作業に比するに、理に於て、全ク同一でありまず、今日は、監獄の經濟に注意はするも、元來金錢の觀念、經濟の思想に乏しき、頭腦(アタマ)が、支配するのでありますから、到る所、不經濟の結果を生するのであります、之れは諸君の、職務に對する、特別の義務として、せねばならぬ事と思ふ、例へは器械でも、自分のならば、少し破損せば、相當の修繕を加へ、之を利用するも、官の物なれば、利用の途の有無を問はす、利害の關係なきため、直ちに毀損に立てゝ、不用に歸せしむると、云ふ樣な傾きがある、而かも計算經濟の點に付き、他に向ひ、又た自らも、恥ぢず、今若し、囚人が四万內外あると見て、之れが監督の職に、從事する看守、六七千人もあるとして、此人の頭腦(アタマ)に於て、注意の周到なると、否とは、囚人其物の、經濟思想を、養成する上に、非常の關係を持つて、居ることゝ考へます、彼の日曜日の休役を止めるとか、半日にするとか、云ふ樣な、必要なる事を欠いて、收入を增加することをせすして、典獄始め、看守諸君が、日常の仕事の上に於て、冗費(ムダ)をせぬ

様に、したならば、休役を廢するよりは、一層收入が多くなるだろうと思ふ、故に經濟の事を思ふならは、休役を止めるとか、又た半日にするとか、尚又進んで就役者には、敎育等をせぬとが、作業時間外に、させるとか云ふ如き方法、即ち感化上の、積極的方法を、廢めずとも、七八千の看守の頭腦、四万の囚人の頭腦に於て、冗費にせぬと云ふ習慣を養成することに、意を用ひたならば、大に收入を增すことを得ると思ふ一体近時、世間に、經濟談が流行致しますから、私も少し、かぶれた氣味で、前後錯雜致しましたけれとも、強て話しをせよと、云ふことでありましたから、此問題を、持出したのであります、今日は、これで御免を蒙ります」（拍手）

○臺灣監獄景況に就て

（於監獄茶話會）

筒井明倫

私は初めて御目に掛つた人も大分ありますが、臺灣總督府の典獄であります、私の任地は臺北であります、今度チト病氣がございまして當所へ轉地療養に參りました、然るに臺灣の監獄の狀況を話せと云ふことでございますが、病氣も稍や快い方に向いて居りますからして是より臺灣監獄の概況を御話しやうと考へます、併しながら此臺灣の監獄は明治三十年頃から初めて監獄の体裁を爲したものでございますからして甚だ不充分な點もございませうし、且つ內地の監獄則其他施行細則と同樣なことになつてございますからして大体に於ては餘り內地の監獄とは差がない、唯法文上二三の點が內地の監獄と異なるのみであります、又御斷りして置きますることは私は轉地療養に參つたものでございますから統計上の事などは何も材料は持つて居らぬのであります、唯記臆に存する丈の大體の員數を以て御話致しまするので、細かな統計上の證據立て等は到底此場合に於ては出來ぬのであります、其御積りで暫くの間御淸聽を煩します、

臺灣の監獄は現今は臺北に一ケ所臺中に一ケ所臺南に一ケ所、斯う三ケ所になつて居ります、さうして臺北には新竹と宜蘭とに支監がございます、又臺中には彰化と申しまする所に支監がございます、臺南には鳳山、嘉義、膨湖島、斯う三つの支監がございます、臺灣の行刑はツマリ此監獄に於て行はれて居るのであります、それから臺灣の監獄は昨年の九月まで其土地の縣廳に屬しましたのであります、然るに官制改革の結果昨年の十月以後は總督府の直轄になりました、隨て典獄の職權なども大分擴張

されました、併しながら内地と異りまする點は、總督府の直轄になりますると同時に檢察官の監視の下に立つことになりたるのであります、さりながら檢察官の命令等は奉するに及ばぬ、唯檢察官が臺灣の其地方の監獄を視察して其狀況を總督府に報告するとに止つて居ります、兎に角昨年十月以後縣廳の手を離れまして總督府の直轄になりました以後は餘程典獄の權限も廣大になりましたし、獄制上便宜を得ますることは實に多いのであります、私の奉職して居りまする臺北の監獄は臺灣の監獄中で一番多數の在監人を拘禁致して居ります、現今の員數は千二百六七十人であります、其内の男女を區別しまするとと、女は極めて少ないので三十人前後しかない、大變内地の監獄と較べまするとと少ない、是はどう云ふ譯かと申しまするとと臺灣地方では女は先づ一室に閉居して居ります、餘り交際等は致しませぬ、コヽら邊が原因を爲して居らうと考へます、それから又刑事被告人と囚人とを區別して見まするとと、刑事被告人は千二百五、六十人中に百七、八十人ありまする、それから囚人は千五、六十人、別房留置人は三十人前後懲治人と申しまする者は餘りない、稀れにはありますが先づめつたにない、それから千二百五六十人中に本島人と内地人を區別しまするとと、内地人は百七、八十人に昇降して居ります、台北監獄にては割合に内地人が多いのであります、

それから台北監獄の所在地即ち台北は内地で申しまするとと東京と云ふやうな所であります、先づ台灣の首府であります、向ふでは第二審の裁判が最終の裁判所になつて居りまして是は覆審法院と稱へます、其覆審法院の所在地が台北であります、内地で申しまするとと先づ東京、台灣中の都府になつて居ります、それから千四、五十人の在監人の重罪輕罪を區別して見まするとと重罪囚は四百五、六十人前後になつて居ります、又其内に無期徒刑と申しまする者は百五、六十人になつて居ります、其他は輕罪囚であります、ソコデ私の預つて居りまする台北の監獄は恰ど内地の集治監の一部と地方監獄の一部を合併したやうな監獄になつて居ります、それから罪質を申しますると、是は矢張窃盜が一番多いので是は内地と毫も異なるとはない或場合には刑事被告人などには土匪罪多きともあるが、是は變態である、どうしても通常は窃盜が一番多い其他强盜賭博毆打創傷等は大概内地と同樣でありますが此罪質に就て御話致しまするとは土匪罪阿片罪、是は一寸内地にはない、是に就て一寸御話致します、

此土匪罪と申しまする者は清國時代からあつたものでありまする、決して帝國の領土になつてから起つたものではないズット前に溯つて清國時代からあつたもので、清國時代にも隨分土匪にはテコズツタことを聞いて居ります、恰ど其性質を申します

ると内地の強盜に能く似て居るです毫も政治上の意味を有したものでなからうと私は思ふ、唯大に内地の強盜と異なる點があるのです、其異なる點の重なるものを擧げますると、第一に大變人數が多い、是は何時でもと云ふことではございませぬが大變人數の多いことがある、數百千人に及ぶことがある、第二には良民の貨物を押奪するに就きまして或場合には先以て其家の主人若くは主婦、斯う云ふ必要な者を自分の巢窟に引張つて行くのです、さうして後とから金と交換する斯う云ふ方法を取るのです、是は一寸内地の強盜にはない話であるのです、是は土匪罪には屢々あるのです、第三にはやり方が隨分殘酷である、非常に殘酷である、内地の強盜でございますれば諸君も御承知の如く人を殺すと云ふことは抵抗でも受けなければない話だ、けれども土匪と云ふ奴はさうぢやない、貨物を甘諾して出しても人を殺すと云ふことは屢〻ある、又殺し方も殘酷のことがある、活きながら石油を浴びせ掛けて火を付けると云ふことが屢〻あるやうでございまして其やり方が非常に内地の強盜より殘酷である、是は即ち内地の強盜と異なる點であらうと考へます、然しながら其性質を申しますると、決して政治を意味したものでなくして全く良民の貨物を奪ふのを唯一の目的として居りまして毫も強盜と異なることはない、斯う云ふ次第であります、それから此土匪には必ず匪首がある、それに部下がある部下は少ないものは十數人、多いものは數百人あります、其匪首と部下との關係などは隨分密着のもので殆ど昔の藩主と藩士との關係の如くであります、此匪首の爲めには非常な困難に遭遇しても決して辭さぬ、斯う云ふ風であります、臺北に於きまして、匪首の最も有名なものは簡大獅盧阿野、林慶、蔡煥……などデ隨分有名でありましたけれども段々捕縛になりまして其匪首は大概私の手に依て死刑を執行しましたのであります、其當時は中々優勢であつた樣子でありまして、一時我帝國の軍隊にも大分抵抗致しました、中々此土匪と云ふものは内地で想像したやうなものではない、隨分優勢で又其害も頗る大なるものであります、それで初めは其性質頗る强盜に類したものでありますから刑法の强盜罪を以て律したのであります、然るに段々其害非常にして其殘酷のことが非常であるからして到底刑法で彼等を鎭靜彼等を撲滅することは出來ないと云ふ主旨であらうと思ひますが、それが爲めに刑法よりも一層嚴密なる所の土匪刑罰令と云ふものが出來ましたのであります、此土匪刑罰令は實に非常に嚴格なる法律であります、先づ土匪に關する一般の者は死刑に處する、一番輕るい者で徒刑位であります、一見しますると實に肝膽を寒からしむる程の怖ろしき法律である、でありま

すからして臺灣の事情を知りませぬで是を見ますると、實に驚く位でありますが臺灣の事情に能く通じますると此恐るべき法律が最も適當であると云ふ感が起りまず、それから此土匪刑罰令の結果として死刑者が非常に多い實に諸君が官報等を御覽の折に臺灣の死刑の揭載してないことはないのを以て御承知でございませうが頗る多い、三十二年に於きましては私の方の監獄で百五、六十人死刑を執行して居る、又三十三年には二百五六十人執行して居る、本年は大變減じまして四五十人しかございませぬが、兎に角土匪刑罰令の結果として死刑は非常に多い、それから實際死刑を執行致しまするに就きまして困難の事は間違ひさうなことがあるです、內地の監獄では、さう云ふことはめつたにないけれども向ふでは、住所年齡など誠に不明瞭であるのです、且つ言葉が通ぜぬ、斯う云ふやうなことからして實に間違ひ易いのである、ソコデ忽々刑を執行致しまする時分に更に住所氏名年齡等は勿論のこと父母等の關係も名籍原簿に就て細かに調査し、尙向ふでは特徵と云ふものは此場合非常に効を爲すのでありまず、さうして死刑を執行致しまするのでありまず、又死刑執行の場合に於きましては先づ日本で申せば從容死に就くと云ふことは餘程豪傑である、けれとも向ふの奴は皆從容死に就く餘程ソコは變つて居る、私が段々是を經驗致しまするに決して豪傑であつて從容死に就くのでないと云ふ考を持つて居る、どう云ふ譯かと申しまするに彼等は豪傑ばかりでない豪傑でない者が多い、けれども皆何れも從容として死に就くのであります、私が三百人以上も死刑を執行致しましたが其內に頗る狼狽した者は數人に過ぎない、それはどう云ふ譯かと私共考へまするとツマリ死すると云ふ定義はまだ分らぬのであらふと思ふ、一種の迷信を懷いて必ず死亡致しまするとと再び又元の所に生れて來る、皆さう云ふ迷信を懷いて居る、でありますから死刑に就きまする此場合は實に立派なものでございます、毫も怖るゝやうなことはないのでございます、から人を斬殺するも一向何んとも思はぬさう云ふことになるのであらうと考へます、是が土匪に於ては一寸違つて居る點がございますから申上げて置きます、

それから阿片罪でありまず、阿片罪に就きましては清國時代の時は毫も制限が設けられてなかつたのでありまず且つ一般人民が先づ阿片を吸收する方になつて居る、然るに帝國の領圖となりまして以來、此阿片を總督府に於て製造し販賣する者吸收する者には相當の調査を經て鑑札を交附することになつて居る、勿論密輸入などは嚴禁されて居る爲に於て阿片罪と云ふものが非常に多くなつて居りまず、此阿片罪

も初めは刑法を以て處斷されたものであるさうでございますが、此内地の刑法を以て制裁する目的と現今の漸禁主義を以て阿片の行政を執る所の目的と大分目的が違つて居るだらうと考へます、阿片の弊害のあることは素より論を俟たぬで阿片の毫も弊害のない國家に於きましては斯の如きものは少しも汚點を染めないと云ふことは勿論のことでございますからして隨分刑法の制裁が重い、或場合には徒刑若くは懲役位の重い刑になつて居る、然るに向ふでは阿片を喫したり製造するには從來よりの習慣になつて居る、是を漸禁しまするに就ては大に内地と情實の異なる所がある、それでありますからして爰に一種の阿片令と云ふものが發せられてある、此阿片令に依りまするとと一番重い者を重禁錮五年即ち輕罪になつて居ります、此法律も現今の臺灣では適當なる法律であらうと思ひます、それから此阿片を喫する習慣になつた者を是を阿片癮者と稱へるのであります、此阿片癮者なるものに付ては隨分やかましい議論があるので、是をして俄に禁止せしむる時は實地身体に害を及ぼす、若くは生命を絶つと云ふことを論ずる人もあるのでございますが監獄は素より阿片を禁じて居りますからして其問題を解決するには最も適當なものになつて居りますが、私の實驗に依りまするとと、隨分私が就任後に阿片を喫食致しました者が入

監致しましたが先づ入監の當時は概ね顔色蒼白を呈しまして下痢を爲し又非常に腹痛を感ずるけれども重い者は三四週間を要しますが輕い者は一週間位で平癒致しますで、でございますからして私が向ふに居りました内に阿片を喫食する者入監しあゝ云ふ者が果して阿片癮者と稱へるものでございまするならば私の經驗上阿片は絶對に禁止致しましても毫も身體の健康を害せぬ決して生命等に關係はないと云ふことを斷言することが出來るのでございます、

それから臺灣監獄の建築がどう云ふ點まで進行して居るかを御話しやうと思ひます、我臺灣總督府に於きましては監獄の改良を計る上に於きまして非常に熱心でありまする非常に鋭意して居らるゝのであります、ソコデ監獄を改良致しまするには建築が第一である斯う云ふ大目的を立てられまして特別事業費中より約八十五萬圓を以て三監獄の建築を計畫されましたのであります、で三十二年度より起工して相當の年限を以て繼續工事と爲して居る斯う云ふことになつて居ります、で臺南の監獄若くは致中の監獄に於きましては、まだ全部は出來ませぬが既に監房工場等の一部は出來ましてございます、私の致北の監獄に於きましては、三十二年度は大に都合があつたのでございまして、遂に其建築に着手するに至らなかつたのでございます、

三十三年度に至りまして初めて地均し等に着手致しました所、此敷地が大に不適當であると云ふ議論が起りまして更に敷地の撰定を致しまして、本年の一月から初めて地均し等に着手致しましたのでございます、一面には山下技師が前年臺灣に參られまして、繪圖面等を拵らへましたのを基礎と致しまして現今では其設計も略ぼ出來ましたからして是より臺北監獄の建築に着手せむと致します場合に於て特別事業費の繰延べと云ふやうなことになりまして一時臺北監獄の建築は勿論其外臺南臺中の建築は中止になりましたのであります、是は監獄の改良上に非常に影響を及ぼすことで遺憾のことでありますが已むを得ないことであります、然しながら是は一時の中止でありますから數年を出でずして着手することが出來るであらうと考へます、然らば臺灣の監獄も數年を出でない内に建築落成致しますることは明かであらうと考へます、それから臺北の建築は山下技師の設計されましたのを根據と致しましたのでありますから素より新式の建築法に依つたものでございます、併しながら御承知の通り向ふは非常に暑いのでありますからして、内地の監獄と同一に出來ぬことがある、空氣の流通や光線の射入等に最も注意を要する所がございますからして多少此建築法に取捨を加へましたのであります、

（未完）

雜錄

○デスパイン氏の犯罪心理的觀察（前號の續）

別天生

今尙ほ ̀て正格なる人或は多少不完全なりと雖も兎に角通常人と稱する所の者と不正格なる者畸形者等との差異に就て觀察する所あらしめよ、體質上より之を見れば前者は剛直强健端麗崇高すべき風采を備ふと雖も後者は柔軟羸弱無智下賤の容姿を有す而して又才能の點より之を見るも同樣なる差異存して所謂才能を有する者は學問上の眞理を發明し文學及美術に於て深遠純潔なる思想を發揮し自己の品性をして高く物質的世界の上に標榜せしむる者ありと雖も下て低位に至れば薄志弱行愚者等を見ること尠なからず斯の如く身體及才能の上に於て著しき高下の存するを免かれざるが如く又道德の上に於ても甚大の差異なくんばあらず

然るに從來道德上不正格なる者の存在及其性質は十分に認知せらるゝに至らず又之を認知するの必要なしと信じたりき人は自然に才能を有し健康体にして自己思想の主宰者なるを以て從て又自然に道德力を有する者なりと信認し道德の才能は之を天に稟け眞知眞能は善惡正邪を甄別し善を奬め惡を避くるも亦是れ吾人自然の才能なりと爲せり玆を以て曾て道德の性質を研究したることなく眞知眞能の狀態を吟味したることなく一面道德力强固なる者あると同時に之と反對に極めて薄弱なる道德を有する者ありて一朝不正の困厄襲擊に際し之に打勝つこと能はざる者さへあることの思想は從來未だ曾て存在せざりし所なり

所謂道德上の不正格と稱する者は何ぞや、如何なる處に於て之を求むべきか如何なる人を指して道德上の不正格と名づけ得べきか、腐敗したる性質を有するの人か、若くは不道德の偏執を有するの人か、倘一步進んで犯罪の傾向を有するの人か、此等の者は未だし、何を以てか、曰く偏執なる感情腐敗したる思想傾向は恰も吾人人類に於て道德

の感情正眞なる性質の精神に宿るが如く亦不眞なる分子も遺傳として吾人の精神に宿るものなればなり何人も全身悉く純潔高尙なる思想を以て充たされたるにあらず多少は不眞分子の伏在するあるを免かれず茲を以て偏執なる性情夫れ自身を以て直ちに道德の不正格者と見做す可からざるなり此等の毒物の外尙之に反對せる解毒劑胸中に存在するときは其人に於ける道德の狀態は正格なり然れども若し道德の性情を有する解毒劑にして餘り弱く若くは全く欠乏したるときは則ち是れ不正格なる者終に勝利を得て存在するものたり罪囚は實に道德の薄弱眞智眞能の欠乏を証する者にして之が爲めに彼等は犯罪者と爲り且最も深く道德を傷くる所の犯罪行爲を爲すものとす

心理上の觀察に依れば此の道德の全部若くは一部分の欠乏は不道德の偏執と共に犯　を組織し恰かも他の不道德の人世に遺傳するが如く犯罪的傾向も亦人生に遺傳する者たるを免かれず而して彼等の之を先天的に稟くるや機關の結構に於て多少常人と之を異にすることあるべく固より病者に非ずと雖も發狂者の如く腦組織の上に於て病理的關係を有す發狂者の子孫に犯罪者多きが如きは則ち其の例證の一端と謂ふべきなり

道德上の愚者と名つくべき知感の欠乏若くは減弱せる者を分て之を三に區分するを得べし(一)道德感即ち人類の最も高尙なる原素の欠亡及減弱(二)寬仁の感能則ち憐愍、尊敬、恩惠、慈善等にして此等のものは各々關係を有し犯罪的傾向を抑壓する者あり(三)深慮前見恐怖、善行の愛等の感能詳しく言へば正當に解釋せられたる個人の利益を保護するの知感を謂ふ更に此三種に就て簡單に論述する所あるべし

(一)犯罪者間に於て道德感の欠乏せるは極めて明白疑を容れず人類の靈たる高尙の眞智眞能は腐敗したる思想希望行爲に依て毀傷せられたるものにして犯罪の誘惑に際會し之を拒斥するの道德力なき者犯罪行爲の後追悔の念なき者の如きは即ち道德感の欠乏を證明して餘あり此事實は多數の邦國多數の經驗家に依つて一致證明せられたる點ありとす

(二)寬仁の感情も亦殆んど道德感と同一の分量を以て犯罪者間に欠乏せるものなり天は實に各人に哀憐同情好意慈善の心性を與へたり然れども犯罪者は此原則の例外として此等の性情を有せず一の憐愍だになく盜奪虐殺を縱まにし犯罪行爲の跡あり之を見れば其の間同情を寄すべき道德の感情一も存せざるなり苟も以て自己の兇暴に障碍を與ふるものありとせば之を排斥するに何の斟酌もなく生命を奪ふに非ずんば已まず盜奪の結果人命を殞し曾に悲哀の感なきのみならず死屍を側らにし飮食を貪り優遊自適しまた敢て人命の價值如何を知らず茲を以て僅かの行爲、金錢上若くは一時の滿足の爲めに思慮辨別なく曾に當事者を殺戮するのみならず延ひて家族に及ぼすこと亦稀なりとせず、其の惡行を遂くることに於て無感覺なること悲むべき家族の災厄を顧みるの念慮なきことは共犯者間に於てさへも亦多少之を卜知するを得へし著しき事實は若し共犯者の一人にして尙未だ拘禁せられず自由社會に在るときは彼等は喜んで之を明示し以て其の拘禁を希望せり是れ即ち犯行を他に嫁せんか若くは獨り自から拘禁の苦に當るを快しとせざるが爲にして他愛心毫も存するなし一朝利益の相伴ふときは能く和合し其の利益の相去るときは既に讎敵と爲し前日の和合を破つて毫も顧みず彼等の和合するや感情に非ずして唯一の私利の爲めにするのみ此の如き弊に向て寬仁の感情は到底見出すこと能はざるなり

○警察留置場と監獄との區分に就て

警察留地場と監獄との關係問題に就ては曾て當局者の解決に苦心する所にして監獄費地方支辨の當時より隨分込み入りたる問題にてありしに今日既に監獄費の全部を擧けて國庫支辨となしたる結果として留置場と監獄との交涉問題即ち語を換へて之れを云へは經費の所屬に就ては從來に比し一層の繁累を加へたること素より何人も疑なき所にして第一、警察留置場に拘禁する者の處遇上監獄に於ける遇囚方法と統一を缺くこと第二、監獄費を

以て支辨を要する物品の授受保管幷費用辨償の複雜にして兩者の間に常に意見の一致を缺くこと第三、留置場監督權の屬する所、監獄と其管轄を異にするの結果、其責任及監督の公平を缺くの嫌ある等は蓋し警察留置場と監獄との間に於ける權限制度を判明ならしむるの必要ある所以にして今日の規定に依れは警察留置場は或る範圍に於て純然たる監獄の一種と認め得べきと同時に他方に於ては亦純乎たる行政機關たるの性質を有するを以て理論上兩者の區分明かなるが如しと雖も實際に於ては殆んと二者の間に劃然たる區別を立つる能はざるものありて存す現に警察留置場に設備するを要する器具及被服臥具の類は其令狀執行後の者及囚人に使用すべきものに限り監獄費支辨たるは素より論を待たずと雖も予審が實際に見聞する所に依れは所謂行政警察側に屬する一時の留置人に使用する器具及被服臥具との間に別段の區別なきのみならず甚たしきは監獄費を以て備付けたる物品を一時の留置人に併用せるものの類にして殆んと曾然らざるはなし、其他監獄に代用したる留置場事務の如きも監獄則及監獄則施行細則の規定は殆んと滿足に行はれたる地方絶無僅有なる如き傾きあるは是れ亦掩ふべからざるの事實にして典獄に於て能く之を勵行せしめんとするも其監督權の所在を異にする結果は到底其効果を納むる能はざる虞あり殊に亦地方に依り警察留置場を以て純然たる實質上の拘置監と し代用し巡査を以て之か戒護の任に當らしめ若くは又變則的に警察留置場に看守を配置し之か事務を處辨せしむるものあり其分界判明ならざると同時に動もすれば即ち往々物論を惹起するか如き事實なきを保し難きを想へは監獄行政の統一を缺くは勿論、管理監督の周到は得て期待すへからざらんとす殊に亦近時世の風說を聞くに當局司法省に於ては委員を設け裁判所構成法を改正し區裁判所の權限を擴張せんとするの議ありと、而して區裁判所の權限の擴張素より不可なるなしと雖も若し果して刑事々件の權限を擴張せられんとの豫期なりとせば其權限擴張に伴ふ必然の結果たる監獄の設備に就き豫め充分の成算あるべきも予審は今の時に於て以上兩者の關係を

判然區別するの法律の制定を俟むや切なるものあり、政府は亟きに警察留置場に拘禁するもの、費用支辨方に付き法律を設けんとの議ありたるも何等の事情の爲め依然今日に至りたる者なりと雖も是等は蓋し監獄行政整理上第一に遂行すへき緊急問題に係れりと信す予審は此事を本誌に云々し當局者の注意を喚起すると曾に一再に止まらすと雖も當局實務家の頭腦を惱ましむること久しきに亘れる今日未た確乎たる區分規定の設けあらざるを以て重ねて之を繰返すの止むなきに出づ、乍序予審は區裁判所の權限擴張問題に就き希望を述ふれは個人主義發達の今日裁判所の權限擴張問題素より異論あるにあらすと雖も區裁判所の權限に屬する刑事々件は巡回裁判法に依り可成便宜の地に取纏むる歟又は刑事々件は民事訴訟と其管轄を分割し監獄所在地の裁判所に專屬せしめられんことを望めり果して然るときは刑事被告人の拘禁及刑罰執行上に於て非常の便益を與ふるものあれはなり

予審頃日公務に依り或る地方に出張し四五の監獄に就き視察したる事項に對し雜感數項を掲載すれは左の如し或は唯恐る予審の觀察、皮相卑近に過き當局者の異意の存する所を肘度するの明なきやを識者幸に之を諒せよ

一、監獄の構造及配置に關する事項　監獄構造法の至難にして且比較的不完全なることは今更事新しく辨するの要なき所なりと雖も現在多數の監獄の構造殊に監房の結構の不紀律且不規則にして一定の標準則なきは蓋し免かるへからざる事實なりと云ふと雖も監房、工場の配置及其構造の區々百端なるは明かに其建築年度を異にしたると同時に建築當時の當局者の意匠設計の相同しからざるを充分表明するに足るへきものあるを信す、監房構造法の區々に出て一定せざるは姑らく止むを得ずとするも監房工場の配置當を得ざるときは管理及經濟上の不利益夫れ幾何なるやを知らざるべし、漸次に改築若は增築せられたる多くの監獄は其建設年度の異なると共に概して其方向を各異にし建物配置の複雜多岐にして點々各所に離散し監督經

理上の不都合不勘のみならず動もすれば即ち監獄の城壁とも謂ふべき外構を粗雜極まる木造とし却て全一なる構内に屬する囚人監、拘置監等の隔壁を然かも城廓的堅牢なる土塀又は煉化造とし之を嚴隔したるの類勘なきにあらず、是等は實に顚倒の甚だしきものにして一朝管理上の便を圖らんと欲せば即ち更に若干の經費を抛ち之を撤去せざるべからざるが如き事實は予輩の往々見知する所なり、以上は悉く當時の當局者を責むべきにあらずと雖も能く其當初に於て將來の大計を立策せざりし罪に歸せざるべからざるなり、各人其見地の異なる猶其人の面の各異なるが如しと雖も監獄の建設物の如き行刑上百年の大計に屬するものたるを想へば講究に攻究を重ね研究に研究を積み所謂百年經畫を以て之を完美大成するの覺悟あるを要するは素より論を待たざる所なり

監獄の構造法に於て既に然るを知ると同時に夫より一層大事業大計畫たる監獄の廢設分合は其容易に之を行ふべき性質のものにあらざるは識者を待て後に知るを待ざる所なり、近時政府は監獄行政の整理を遂げ大に全國監獄の廢置分合を行はんとするの豫期にて劈頭第一北海道にある二箇の分監を廢止するの議を決したる他方に於て裁判所增置に要する經費豫算を認め置きながら監獄の設備如何に思ひ到らざるは予輩其大體に於て不統一不準備たるを怪まざるを得ず（本年度に北海道帶廣區裁判所建築の舉あり開廳後の監獄設備如何は予輩之を聞くを得ざるの類）其他區裁判所に於ける刑事訴訟の開始の結果は直に監獄の設備に關係あり今日警察留置場の增築は地方稅の負擔に係り容易に行はるべきにあらず裁判所內の留置場亦監獄費の支辨に屬す豈に亦刑事訴訟と監獄との關係密接ならずとせんや然れとも以上兩者の聯鎖に就ては監獄管轄の司法省に屬したる今日比較的至便なるものありて存せり故に予輩は茲に關係當局の一考を請ふ爲め爾り

二、監獄行刑の理想と實際　近時監獄に關する科學大に發達したると同時に行刑上の理論亦大に進歩改善の趨勢を呈しつゝあるは予輩の欣抃して措く能はざる所なり、理論の發達進歩は即ち理想の高尙にして、理想の高尙は實際家を誘致啓發せしめ遂に之を實地に應用せしむるに至つて始めて完全なる監獄改良の奏効、顯著なるものあるを見るを得べし。我國の監獄制度は明治二十二、三年以來法規に著しく改良を加へ傍ら司獄官練習所を開始し監獄當局者を訓練し近年又專門の學校を開設し當局者の養成を努めつゝあるは寔に故ありと謂ふべし、而して全國實務家の間には以上の訓練教養を經たるもの決して勘なきにあらず一府縣必らず數名に降らざるべし、事實果して然りとせば此數名に下らざる卒業者は正に進歩したる最近の行刑に關する學理を熟審したる諸君にして諸君は必らず最に學習したる高尙深遠なる理想を實地に應用し施いて他を誘導啓發するに努められつゝあるは予輩の確く信じて疑はざる所なり然りと雖も此斬新なる理想の適用は實に微妙の間に非常の巧拙ありて口以て言ふべからず手以て導くべからざるものありて存す、殊に監獄の如き數十百人に餘る多くの僚屬を率ゆる所に在ては其之を敎ゆる者と亦其敎を受くる下班者との間に動もすれば即ち一毫の差、千里の誤解を招き易きものなるを想像せば下を率ゆる者の監督夫れ豈に容易ならんや、予輩の見る所を以てすれば感化主義の誤用は遂に囚人をして驕情放逸の弊を釀生せしめ易く懲戒を以て改良主義とする餘弊口動もすれば即ち壓抑故意の處遇となり甚だしきは變じて毆傷の惡結果を見るに到るの虞なきにあらず予輩の見聞する所に依れば以上の二者中何れも其中庸を得たるもの勘なきが如く換言すれば即ち兩者の應用上寬嚴宜しきを得ざるなきやの感なきにあらざるやを悲む、現に予輩が見聞中囚人の傲惰を招き戒護官吏を輕侮するの念を抱かしむるものある側面には又故意の壓抑となり狠りに囚人を毆打するが如き事實なきやを疑はしめしものあり其他在監人の押收を名とし可成囚人に面接するを避くるものあり夫れ豈に理想と實際の融和調合至難ならずとせんや敢て監督者の注意を請ふ

三、監獄事務室の擴定　監獄の事務は複雜多端なるは宮廳として他に多く其類を見ざると同時に從て其吏員の多忙を極めつゝあるは予輩の言を待た

ざる所なり、殊に監獄事務中戒護、作業の如きは直接在監人に關係すること多きのみならず用度經理、庶務に關する事務の如きも亦須らく外間との交渉頻繁なるを以て監獄の事務室は構内尤も便宜の地にして然かも監獄と外間との關係を杜絶隔離するの關門たらざるを得ず、然るに予輩の實見する所に依れば廳舍の構造如何に依ると雖も監獄の事務室は往々廳舍の楷上に之を設け事務を處辨せる向あるを認む、而して其結果として請般の執務上に澁滯且非常の不便を感じつゝあるが如し、現に作業、經理、用度事務の如きは直接外來人及囚人の作業に關し且其事務繁忙なるを以て執務及應對上の不便實に想像に餘りとす、予輩の信ずる所に依れば典獄の事務室及監獄官吏の執務所は總て之を楷下に設け廳舍の楷上は監獄官吏の會議室又は食堂或は應接所宿直室に宛つるを相當なりとす、而して廳舍の構造上萬止むを得ざるときは典獄室又は庶務室を楷上に置くこと素より差支なしと雖も可相成は即ち典獄の事務室は廳舍の中央に置き各吏員の執務の實況を監視するの便に供するを以て可なりとす、以上は唯一小些事に過ぎずと云ふと雖も事務の進捗上至大の關係を有するを信し斯くは一言しぬ

四、在監人の領置貨物の整理　在監人の領置貨物の出納整理に就ては監獄會計處務規程中別に規定なく總て從前の例に依り取扱ふべき事に決定せられあるに付領置貨物の出納整理は今日猶比較的不整理の感なきにあらず、現に近時歳入歳出外領置金に關し往々醜體を演出したるか如き事實あるは畢竟平素監督の不行屆に原因するに外ならずと雖も予輩の實見する所に依れば其整理の當を得ざる結果監督上の不便遺憾なきは想ふに盖し以上の失體を招くに至るの原因にあらざるはなし之を詳言すれば歳入歳出外現金出納簿と預金通帳面登記の預金及出納官吏の手許保管金とは概して粗ゝ其符合せるを見ると雖も果して此現金なるものは現に在監する者の領置金總計に合致するや否やと云ふに領置金臺帳は所持金、工錢の二帳簿となり加ふるに其人員數百千人の多きに上り容易に之を集計監査する能はずと雖も仔細に之を調査するときは必

らず其間に不合致の廉なきを保する能はざるが如し、而して其不合致のものは滿期出獄者に交付すべき領置金の渡漏或は記帳不合理の結果に出つるにあらすんはあらず即ち之を換言すれば現在々監人以外の領置金の現存せるものありて其整理の未了に屬するものあるを發見するに難しとせず甚たしきは領置金の出納保管に付き監督の不周行に依り日々の出納收支を監視するの手續を履行せざるものあり頁し此手續を經由せるとするも日々收支の結果、當日の領置金現在幾何なるを知らんと欲せば現金出納簿に就き之を調査せざるへからざるの不便あり、旁た監督上の不便多きを以て相當の監督法を設け可成は日々其收支したる現在領置金調書を作ることゝし典獄に監督上の便宜を與へしむるを要す、其他領置物品記帳出納上に就ても帳簿と現品と符合せざるものあるは盖し整理の當を得たるものにあらざるべし

五、官有物品の整理に就て　官に屬する物品は物品會計規則に依るの外廳用品獄用品の二種に別ち之を出納整理せざるべからざるに勘もすれば其出納整理の區分判然せざるものあり現品對照上不突合の場合多きが如し果して然らば是れ亦整理の當を得たるものにあらざるべし、殊に不用品の整理處分上往々其當を得ざるなきやを感ぜしむ是れ畢竟監獄に屬する物品の品目員數夥多にして整理上の困難は之れありと雖も整理の困難を厭ふて之を等閑に付するが如き事實あるは予輩、當局の爲めに之を惜まざるを得ざるなり

六、豫算施行上に就て　國庫支辨後の經費豫算の配當は法律施行後日尚淺きを以て未だ必らずしも其平衡を得たるものにあらずと云ふと雖も概して急激の變動を避け漸次之を書正せんとするにありと云ふ、是れ實に止むなき事實なるべきも當局者に於て配當豫算の執行上注意の周到なるを得ば盖し甚だしき失誤なきを得ん、然るに注意の疎に缺るものあらんか冗費を節減するの日何れの時か之を期待するを得んや、是れ即ち予輩の平素痛心する所にして經費豫算の分配其當を得ざるべからざるは勿論なりと云ふと雖も之が施行の任に當る當局實務者の用意如何は尚是より一層其適切の事項

たるを信して疑はず

時々のくさ〴〵

○噐氷閑話

二　三　生

○近頃、女囚田中某の破獄談なるものが、新聞紙上に傳載せられて、各社爭て之を轉載するといふ有樣であるが、一寸注意すべき事柄であらうと思ふ、懺悔談などといふものは頗ふる趣味のある題目であるけれとも、夫れは眞心を披瀝して、懺悔した所のものでなければならぬ、彼の懺悔てふ美名の下に、誇張の事項を搆へて奇を衒ひ、巧を弄するに至つては、爲めに事實の眞相を誤り、其害弊の流傳する所測り知られざるものがある、即ち勸善の資たるべき所の懺悔物語は、却て勸惡の料に供せらるゝの奇觀を呈するに至るのである、是等は懺悔者其人の罪よりは、之を傳載する新聞記者其人の責任を問はねばならぬ、近來我新聞紙の多くは、其賣高を爭ふに急であつて、其材料の選擇の如きは澁妄杜撰、唯讀者の好奇心を利用し、一般社會の趣味の墮落に附け入つて（此趣味の墮落は亦新聞記事の勸惡的資材が與つて力あるのである）有らゆる手段を盡して唯一葉の新聞紙の賣れざらんとを是慮るといふ有樣であつて、第三者（社會）の利害などは眼中にないのであるから、即ち極言すれば自ら社會の木鐸てふ天職を退いて、商賣的の態度を取りつゝあるのであるから、其記事の眞否を云爲するが如きは、徒爲に屬するかも知れぬが、社會風敎上に及ぼす影響を顧慮せずして、彼の人を毒する奇炫的罪惡談を衆俗の前に披露するに至つては、犯罪の矯治を以て職司とする、吾々より見て默視するに忍びぬのである、

○印刷局の三萬圓紛失事件に付ては都鄙爭つて喧傳し、新聞紙の如きも一時之に關する論議を以て花を咲かせたが、當局に對する責任問題は別として、彼告熊澤某に關する各社の所說は、我新聞記者の着眼想到の如何を知るの便を得たのは面白い、或は如何なる罪を以て之に擬せんなど全然法律論を試み、或は彼告を目して兇惡大惡容るべからさるの罪犯として極刑を注文するなど、種々けじめはあるけれども、之を一個の社會問題として觀察研究したのは萬朝報記者のみである、余は我新聞記者の社會眼の盲せるを嘆すると共に、朝報記者の着眼の精到なるを多とせさるを得ない、而も這般の賊盜は決して稀有なものでなくして、頻々監獄に出入する罪犯の大部分は、彼れ熊澤某と其事情を全ふし、其境遇を共にするの輩である、事偶々官衙公廳に關つて爲めに世人の注視を喚起したが、罪科其者の性質、犯者其人の情實の如きは、吾々の日常接する所の犯罪者と選ぶ所がないのである、熊澤一類の賊盜は、克己自制の思念を缺けるとが、其犯罪の主因ではあらふげれども、亦社會生存上の迫害が與て力あるのである、一層切に言へば彼等は不完全なる社會組織の産物である、思ふに我國の如く有識者が社會眼に盲せる現下の如き情勢に在ては、社會改善の事を彼靈の云爲にのみ竣つは愚の骨頂であるから、常に社會を裏面より觀察し得る便宜を有する吾々司獄者は、日常觀察の成績を整頓して、社會的盲者に向つてドシ〳〵研究の材料、否其書々を開くの資をなすのは、吾々最先の任務の一であらふと思ふ、序ながら一言するが、我司獄當局中にも一種の偏見固陋のものがあつて、監獄事業を敢て自ら狹隘にして、囚人の給養、遇待、若くは記簿計算の末にのみ走つて、以て司獄の能事了れりとするものがある、斯輩は監獄事業の一端は宜しく社會問題に接續すべし、てふ新思潮の惠澤に浴さない輩であつて、監獄の仕事と云へば、表門から裏門までの事と信して、少しも社會の趨勢、文化の進運に眼を放つとなく、踟躕逡巡退嬰是れ勉め一新問題の興起するに遭ふときは、些の言說意見を述ぶるとが出來ぬのである、監獄は社會と無關係の別天地にあらずして、社會と共に存し、社會と共に進化すべき筈のものである、犯罪の原因は社會に存し、犯罪の種子は社會に於て培養せられつゝあるとに想到すれば、片時も社會を離れて監獄問題を研究するとは出來ぬのである、犯罪者の矯治は即ち社會の救治である、監獄を別天地なりとして、社會を離れて施設せんとするものは、先つ部分は全部より

小なるとを否定せねばならぬ、彼の社會的盲者や、偏見者流や、宜しく三省して自己の任務の範圍を自覺すべきである、

○刑法、刑事訴訟法の改正案は、目下辯護士協會に諮問中であるさふだが、會員無慮數万を有する我協會の結上に、之に對する意見が現れぬのは遺憾である、二十年來施行の適否に顧みて、實務家の意見として協會誌上に論議を試み、少くとも飜譯的成法の弊を避けしむるのは、我協會の最大任務である、然るに何ぞや、閑として其聲を聞かない、大方改正案に異議がないのであらふとは思ふけれども、幾万の會員皆悉く異議なしとは受取り難い、兎に角此種の論議を歡迎する次第である、

○囚徒日曜休否問題は、近頃斯界の大問題であつて、協會子なども統計を擧げて大に其國家經濟に利なるとを呼號されたが、非休役論者が假りに協會子と其論據を同ふするとしたならば、是は大に誤れるものである、何となれば協會子は對比の方法を誤て、單に休、不休、即ち有と無とを比較したから彼の如き計算となつたのである、此問題が斯かる單純なる算用に依て決せらるるならば、殆んと問題たるの價値がない、休役論者の據て以て立つ所は、斯かる有無の比較にあらずして、監獄生活の行動をして可成一定に規律せしめんとを欲するに在るのである、休役論者の眼より見れば、休否決して經濟上の得失を生するものと認めない、即ち本案を經濟問題として研究せずして、規律問題として之が維持を主張するのである、隨時行ふべき發信、理髮、衣類の洗濯補綴等を、移して以て悉く之を日曜日に於てし、平日は完全に終日就役せしむると、僅に日曜半日を就役せしめて、平日に於て不絕理髮等の爲めに時間をつぶすとの間に、決して經濟上の得失があらふ筈がない、日曜の就役は平日或時間の不就役を意味し、日曜の休役は平日の全役を來す所以である、果して然らば經濟上に根據を置く非休役論者の謬見なるとを知るに餘りある、而して之を休役せしむるときは、前に言ふ如く囚徒の行動を規律するの利があり、亦一方吏員の休養を多からしむるの効を生するのである、休役徒坐の結果多くの弊害を釀し易しとは、また反對論者の採て一資料とする所であるが、多少之ありとするにも、亦未た精確なる統計を見ないのであるから、有力なる論據とするに足らぬ、況してや是等は他に繙救すべき方法に苦まぬのである、最後に比較的有力なる反對論とも見るべきは、社會眞民と比較して彼此權衡を得せしむる爲めに、日曜の就役を主張する論議である、監獄生活と社會眞民の生活とを調和して、彼此權衡を得せしむるといふとは、顧慮すべき一要件ではあるけれども、是は到底望んで得られぬ事柄である、或程度までは釣合を保ち得るとしても、それ以上に上昇すとは出來ぬのである、遮二無二下層眞民の生活を準とするときは、爲めに監獄の規律は破壞され、爲めに他の治獄上の要件に牴觸する結果を見るに至るのである、現に監獄生活の他の方面に於て、不權衡の點數へ來れば枚擧に遑あらずである、獨り役業の點をのみ責むべきでない、要之非休役說は利なくして弊之に伴ひ、吾休役說は無害有益の議であるとを主張するのである、

○監獄改良は經費に俟つべき點が多いにも拘はらず、其經費は請負的に限られてあるので、其餘は收入の增多に依るでなければ之を得ることが出來ぬことになつて居るかの樣に聞て居るから、出來得る丈けは收入を增すことに努むべきは、當然である、而して其收入の途と云ふは、結局作業の收入に外ならぬのである、扨て其作業の收入は無論出來得る丈けは增さねばならぬのであつて、即ち囚徒の工錢を得る丈け高くすると云ふ必要があるが、其工錢を高くするには高くする丈けの設備計畫がなければならぬ、是迄囚徒の工錢は一般勞働者の賃銀に比較したならば確に低くかつたには相違ない、併しながら只一概に頭から囚徒の工錢は何程で民間勞働者の賃銀は何程と云つて、高低の比較を取る譯には行かぬのであるから、出來得る丈けは工錢を引上ぐるとしても、大概程度があるから、其れ以上には望み難い、殊に監獄作業の本來の性質目的よりしたならば、工錢の收入を多くしやうと云ふことは寧ろ第二位に讓らなければならぬ、故に此點からしても考へなければならぬ、若しも作業は唯收入さへ多ければ宜しいと云ふな

らは隨分收入の多き作業もあるであらふが一方には殆んど監獄の目的を逸する樣になつてしまふのである。それであるから積極的に增收にのみ依て必要の經費を補ふと云ふ許りでなく、一方には消極的に監獄の廢合なり何なり出來得る丈けの緣合せを付けて、其節し得たる經費を以て、改良上の必要費に充つると云ふ方針を採ることは肝要であらふと思はる、我輩は常に考へて居るのであるが、交通の便は其後漸次開けて來て、今日では隨分距離が遠くても囚徒の押送や何かに困まらぬのであるから其區域も餘り廣くもなく拘禁人員も少ないと云ふか如き監獄署は、二若しくは三を合併して一にしても宜しいと思はれ、又監獄支署の如きは、大に廢合を行つて差支ないと思はる、如何に之れが得策であると思つても、地方支辨であつた時代には、斯樣のことは謂ふ譯に行なかつたのであるが、今日となつては費用は一となり管理の問題も遠からず定まつて中央の直轄となることであらふと思はれ、而して近頃は又司法制度の更革即ち裁判所構成上の變更に付ての議もあると云ふことであるから、實に監獄廢合の好機は此に到來したと謂つても宜しいのである、其故に當局に於ては相當の期を以て之れが調査を遂けられ之を實行せられたならば、之れが爲めに節し得る經費は隨分尠くないことであらふ、而して一方には寧ろ拘禁上に於て、比較的完備を見るに至るの利益があるであらふと思はる、

○監獄の事は一朝一夕にして効を擧けると云ふことは出來ぬ、人動もすれば今日の處にては司獄界に人物が無いと謂ふが、人があるとかないとか云ふことは其實表面の觀察のみでは分からぬことである、無論比較的人物が無いには相違ない、併しながら監獄の事は特殊の性質を持つて居るものであると云ふ點より考へて見ねばならぬ、人物の有無の事に付て彼此の言動を爲さんよりは、人を有効に働らかして効果を戰むると云ふことに、考へを持たねはなるまい、監獄の事は專門の技に屬し頗る困難な仕事であると云ふことは、斯道に通するもの、定論となつて居るのであるから、司獄官吏をは宜く特殊の保障の下に立たしめて充分に其技

倆を發揮する樣に致したい、兎角行政官吏は分限令の保障はあつても其實風前の燈の如きものであるから、唯此分限の保障にては司獄官吏の立ち場は甚た薄弱である、典獄は終身官にしたらば宜しからんとは大分人の謂ふ所であるが、余輩は監獄のみでなく其以下に至つても、之れと同樣に堅固の保障を與へ安んじて其職に居らしめて、而して、充分に訓練を加へ、有る丈けの技倆を發揮せしめたならば、其成績は寧ろ確實に擧るであらふと思はる、

○人には不平がなくてはならぬ、不平と謂つても憤懣の意味の不平を云ふのではない、憤懣より來る所の不平は、全然排斥せなければならぬ、譏誚とか、中傷とか、放肆とか、怠慢とかは、曾之れより來るかである、我輩の此に謂ふ不平は、斯る不潔の不平を云ふのではない、余輩の所謂不平は、極めて清潔なる、極めて眞率なる、不平である、語を換へて言へば、事物に對して滿足せぬと云ふことである、兎角人は或る事とか物とかに滿足するときは、それで進歩の途は塞て、其れからは退歩となるのである、人は能く守成と云ふことを言ふが、全體守成と云ふことは六つ〻敷ことで、進まなければ其反對に退ぐと云ふ方になつて來て、一と所に固定して動かぬと云ふことは、事實容易に出來得ないことであつて、即ち守成は六つ〻敷のである、それであるから、人には不平と云ふことは大切である、不平は實に進歩の元動力である、事物の改善の動氣である、斯の如き不平は、眞に男子の持つべき不平である、之れに反して、女々しき嫉妬的の不平は、我輩は眞平御免を蒙りたい、畢竟理想の低い、品位の高くない、そして胸の中が淡泊てないと云ふ樣の人に於て、斯る嫉妬的の不平があるのであらふと思はる、司獄官吏は、人の感化敎養てふ高尙なる職務に在るのであるから、少しく俗界の凡情を除去して、其胸中は靜に酒々落々所謂清風霽月の如くなるべきである、

○人には德望と云ふものが必要である、務に其地位が高ければ高い丈けそれ丈け必要である、何事にも人のする仕事に付ては、唯權力や威力のみでは完全の成功を見るものでない、而して其德望

と云ふものは殊更らに得やふとして得らるゝものではない、極めて自然的のものである、識見があつて、膽力があつて、熱心があつて、親切があつて、威嚴があつて、又慈愛があつて、而して能く事物を料理して出つるでなければ、所謂德望は得られぬのである、而して我司獄界の事業に當る人は、事業が事業であるから、皆斯樣の德望のある人でなければならぬ譯であるが、扨て今日の實際は果して……それは余輩の理想の一として置いて、今日の實際の事などは問はぬことにする、

○吾々同人の久しく望んで居つた巡査看守退職料遺族扶助料の法律は、是れに關聯する勅令と共に愈發布されたので、余輩は大に喜ばしく感ずるのである、曩きには巡査看守俸給令中の改正もあり先つ巡査看守優遇の事實が大に擧つて來たのである、此に於てか人物の精選と云ふことも自然に出來る又夫れ巡査看守其人も大に奮勵すべきである、

○看守の勤務法は全國區々であらふと思はるゝ、或は非常に勞する所もあれば、或は左までもない所もあらふ、固より看守の勤務と云ふものは、大體に於て定まつて居るから、其勤務に輕重のある樣のことはあるまい、而して又看守の職務の性質として、如何にも劇職には相違ない、一方に於ては劇しく勤務するがまた一方には相當に休養の途を設くると云ふので、其監督者たるものは常に心を配て居らるゝには相違ない、左りながら其勤務法とか配置方とかに付て定まつたる標準がないから、或は非常に遠き慮を取り、爲めに休養せしむべきものも休養させないなどと云ふこともないとは言はれない、之等は固より其監獄を支配して居らるゝ典獄の方寸にあることではあるが、其標準が無いから萬一事あれば、其配置が悪しいとか何とか責任上の問題を惹起す樣のことがあるてふ言はゞ小心翼々と云ふ方の憐念より、幾分か虚を採り過ぐる傾きになるのであらふから、兎に角看守の勤務法は大体に於て準則を定めて全國均一に行はるゝ樣にしたならば如何であらふかと思ふのであるが、之れは少しく典獄の職務を摸型的にする樣に渉るので決して面白しくはない、余輩は元來成るべく、人には大なる權限を與へて即ち責任を重くして、仕事をさせ、餘りちび〳〵した干渉をせない樣するが事務の成績を擧くるの途であると信して居るのであつて、成ることならば典獄の職權などは、今日よりずつと重くして、摸型的に仕事をさせない樣にするのが宜しからふと思ふのであるが、之れは今日の處にては一の理想に止まる位のものであるから、右樣の事を言ふのである、

○地方監獄の分課及處務順序等は全國を通して大概似寄て居らふが、何しても一定とは云へまい、其故に之を一定にすることにしたならば宜しからふと思はる、固より監獄管理の問題が定まつて愈直轄と云ふことになれば、自然此等の事は定まるであらふと思はれども、些々たることなりとして餘り力を入れぬことであつては、監獄統一上よう不都合を見る樣に至りはせぬかとの憂心が起るから、此に蛇足を添へるのである

通信

○長野免囚保護會概況

（長野縣典獄の通信）

拜啓愈御清適奉賀候陳は本縣には出獄人保護會不良少年感化等の事業は幾度も企てられたるも何時も成立に至らすして消滅し遺憾に存し候處去六月始めより佛教者に團体を作成し此事業を爲さしめんと欲し勸誘候處意外の好成績にて福田會なるものを組織し既に免囚の保護に着手致候其發會當時の景況は別紙の通に有之候（別紙略）御參考までに別封にて會則等御送付致置候本會は長野縣全体の宗教家の團結にて發會致し景氣も至極よろしく候得ば將來有望の團体に可相成歟と存候草々

七月三十日

○島根縣濱田支署茶話會概況

六月十六日（日曜）午後七時廿分より茶話會を開く

第一席佐藤氏（我國に於ける慈善的事業に就て）第二席松本氏（地方官々制に就て）第三席岩崎氏（獄事に關して）第四席鷲谷氏（文明の意義）第五席財部氏（衛生事項と勤儉貯蓄）第六席黒田氏（司獄官吏に經濟思想の必要）第七席野木氏（女囚の取扱に就て）最終に巡閲の爲め來濱中の松島典獄は司獄官吏に對する希望を訓示的に演べ右終て茶話懇談十時過ぎ閉會を告げたり

○島根縣西郷支署茶話會發會式狀況

六月十九日午後七時西郷西町餘霞樓に於て西郷監獄支署の茶話會發會式を擧げたり出席者石橋支署長以下署員二十四名來賓には西郷區裁判所詰判事檢事及び巡閲の爲め渡航中の松島典獄野津一課長等にして津森教誨師は開會の辭を述べ三好監獄醫石橋支署長杉谷監獄書記宮田荒川の兩看守部長等の演說講話あり最後に松島典獄は茶話會の治獄上有益にして此種の會合は頗ぶる我意を得たる旨を辨じ尚ほ衛生及び遇囚法に付き減食處罰に伴ふ欠點立役に關する意見を講演し了て一同茶話清談十一時過ぎ散會せり

○空知分監第十五回茶話會

四六居士

今六月三十日午後一時茶話會を演武場に開く會する者八十有餘人其會を開くに當り安田氏茶話會の應用に就き注意一番せられ第一席吉野氏實務上より精神修養談に移り上下の和親を得ざるべからざるを說き第二席大西氏職に斯道にあるものは宗教道德を專攻せざるべからずと言ひ第三席田代氏小河事務官著獄務要書監房訪問の章を引例し吾人は千變一律ならざる此囚情に投せざるべからざるを論じ第四席中澤氏月一回の茶話會は吾人が極樂園と云ふべきものなるを以て益々是れが任盛を見んを事を望むと說き第五席安田氏實歷談の二、三と逃走囚藤原多賀治が逃走企圖の顚末を擧げ大ひに將來を警戒せられたり

終りて茶話懇談數刻全く會を散じたるは午後四時三十分なりき

○秋田縣監獄茶話會

大曲大館各監獄支署敎誨師靑池法全譽田政丸の兩氏今回敎務打合として出秋中なるを機とし去十六日午後四時より秋田地方監獄内に於て獄事茶話會を開催せり出席者來賓靑池譽田之兩敎誨師免囚保護場主川村龍助之三氏にして高木會頭始め會員八十餘名席定るや高木會頭先づ起て今回特に開會したる主旨を演じ次いで靑池譽田川村の三氏に對する希望を述べ續いて第一席譽田政丸氏人心之千差萬別なる倘ほ其顏貌の如しと論じ第三席川村寶助氏先つ當日典獄始め署員及各支署敎誨師の保護事業に同情を寄せられたるを謝し倘同事業の實況殊に將來に對する抱負を縷述せられたり第四席岡部安憲氏從來監獄敎誨の不振且つ其効果の顯著ならざりしは之が原因多々ある事を痛論し第五席古谷三重郎氏監獄に於ける囚徒は患者に異ならず病質に傳染性を有するものあるが如く犯罪にも一種傳播し易き惡性あるを見るを述べ散會せしは同七時頃なりき

○香川縣丸龜監獄支署死亡囚人供養會

明治十年十月以來卅四年三月に至る丸龜監獄支署病沒囚則ち遺骸の下付を乞ひ之を葬り之を吊祭する親族知友等なく爲めに同署境地に埋葬したる而已にして一片囘向一炷の香一盞の花誰れか之を供するなく空しく蕪々草々たる墓裡に沈淪する濱本大吉外百七十名の亡囚は永く不祀無緣の鬼たらしむ慈眼あるもの誰れか血涙を拭はん是れ等無緣の亡靈に對し第二回の追吊法要を卅四年八月四日同署構内に於て擧行する事となりぬ今其概況を記さんに構内男工場廣間に幔幕を張り祭壇を設け嚴格なる莊嚴を爲し其前面には總囚を正しく腰掛に着席せしめ佛前の右を來賓席に左方を署員席と爲し其中間の左右を僧侶の席となす梅山說專師導師となり十七名の僧侶は讀經を始むるや伶人は之に和し朗々たり是れか亡靈の慰問ならん讀經了るや同署三輪敎誨師吉田支署長以下看守部長渡邊多平外三名祭文朗讀あり次に總囚總代として有賞者に燒香爲さしめ全囚に對し敎誨を施し續て六鄕村字海堰正宗寺住職毛崎氏は敎誨的一場の演說を施し茲に全く式を終り素餐を呈し全く散會せしは午後二

時なり當日參會せし重なる人々は高木典獄第十一師團軍醫部員一等軍醫平野四郎三等軍醫藤田牧男外一名丸龜區裁判所よりは岩崎監督判事澤野窪田の兩檢事警視代理久保警部幷に遠山市會議長濱田監獄書記石澤敎誨師等なりし

雜報

○典獄召集期に就て

典獄召集期に就ては曾て傳聞の儘本誌に揭載せしが如くなりしが此頃更に聞く所に依れば愈々來九月下旬を期し召集せらるゝことに內定し不日之が召集令を發せらるべしと云ふ、而して典獄諮問會に付せらるべき問題は目下監獄局に於て調査中なりと云ふ、想ふに本年の典獄會議は監獄費國庫支辨法の實施と共に殊に監獄の管轄を司法本省に移したる以來の第一召集と云ひ旁ら監獄當局者の間に唱導せられたる監獄管理問題の如きも召集以前に決定せらるべしとの事にしあれば本年の典獄召集は蓋し將來獄治上に至大の關係を有する緊要の問題極めて多かるべしと察せらるゝなきにあらざると既に成案となれる刑法改正案は島地發遣の制を全廢したる等に依り此際之が整理縮少の必要を認められ而して其廢合の利害得失に就ては客年當局監獄局長を北海道に出張せしめ精密に調査を遂げられたる結果に基くものにして予輩は今回分監の廢設は想ふに蓋し其大體に於て正鵠を得、機宜の當を得たるものなるを信じて疑はざるなり、尤も右分監の廢合に伴ひ集治監假留監官制の上に改正を要すべきは勿論なるを以て是れ亦不日發表せらるゝに至るべしと云ふ亦以て監獄行政整理の一端と看做し得べき乎

○北海道集治監分監の廢設に就て

本年七月（十日）司法省告示第四十號を以て北海道集治監空知釧路の兩分監は本年九月三十日限り之を廢止し更に同年十月一日より網走分監を開設の件發布せられたるに就ては其以前右廢止兩分監に拘禁したる囚人は集治監本監及十勝網走の二分監に移轉せしめ現在右の空知釧路の二分監に屬したる財產は總て夫々處分せらるゝとなるべし、元來北海道集治監及分監の廢合に就ては曾て久しく當局者の間に問題となれりしが要するに其理由とする所は近年徒流刑以上の受刑者大に減少し內地集治監に在ては夫々恰當の作業あり（恰當の作業とは少しく疑問なりと雖も）容易に其規模を縮少する能はざる等の事情存するより北海道に發遣すべき囚徒は頓に減少し一面亦北海道集治監及分監の拘禁囚にして滿期に近きものは內地に送還するの取扱例なるより北海道に於ける拘禁囚は年々減少し到底現在の一本監三分監の現狀を維持する能はざるの結果は折角曩きに開墾したる付屬耕作地も追々荒蕪に歸せしむるの實況なるのみならず他方に於て北海道移民奬勵は益々其歩を進め各種の事業日を逐ひ發達するに伴ひ拓地殖民上の支障尠繁を得たるのみならず曾て給助例に於て疑問となりたる不備の點は遺漏なく之を規定したると舊例の療治料祭祀料に關する規定は別に勅令に讓りたると巡査看守の退隱料及遺族扶助料は法律上の權利とし願願及行政訴訟を提起し得るの道を開きたる等は盡し出色の眞改正と云ふを得べき歟、而して其詳細の事項に就ては本誌監獄法令欄に依り研究せらるゝことなり

○同法律施行上注意を要する事項に就て

巡査看守退隱料及遺族扶助料法は本年八月一日より施行することゝなりたると同時に勅令第百四十八號を以て施行令を公布し本法に依る給與金の支給に關する行政官廳は國庫より給與金を支給すべき者に在りては內閣恩給局長と規定せられたるに就ては其給否裁定の區々に出で全國統一を缺くか如き嫌なきに至るべきは寔に喜ぶべしと雖も此際本法の施行に關し當局者の注意を要する事項に就き予輩の卑見を述ふれば左の如し

一年齡五十歲未滿にして自己の便宜に依り退職したる者は退隱料又は一時金を給與することを得ざること

（理由）法律第一條及第三條は退隱料を受くべき

ものゝ資格並條件を列記したるものにして一、年齢五十歳を超へ退職したるとき二、傷痍を受け又は疾病に罹り其職に堪へず退職したるとき三、廢官廢廳に依り退職したるとき四、身體若は精神の衰弱又は事務の都合に依り退職を命せられたるときと其退職の事故を此四個の場合に限定せられたるを以て假令勤續滿十年以上に渉る者と雖も以上四箇の場合に適合せざるものは即ち自己の便宜に出でたるものなるを以て總て給與を受くへき資格なきものとす是れ即ち當令に比し大に制限を加へたる點にして以上の認定權は內閣恩給局にあるを以て苟も其間に情實の聯絡を許すへからざるは素より論を待たざる所なり

一休職者に對する退隱料及遺族扶助料の算出は在職者に準し休職を命せられたる當時の月俸額に依ること

（理由）本法第十七條第二項に於て休職及教習中の月數は勤續年數に算入するとありて休職中の看守は月俸三分の一を給することゝなれるより休職中本法の規定に依り退隱料、扶助料を給するときは休職中現に受くへき月俸額を標準とし算出するや將た亦在職者に準し休職を命せられたる當時の月俸額を以て算出すへきやと云ふに右は總て後說に依り最終在職當時の月俸額に依り算出すへき筈なりと云ふ尤も本件に就ては法律上別に明文なきを以て追て閣議の決定を請ふへき豫期にして殊更に本法より取除きたりと云へは當局者は爾かく解釋して可なるへし

○巡査看守療治料給助料及吊祭料給與令に就て

本令は舊巡査看守給助例中の療治料、祭祀料に關する繼承法にして巡査看守退隱料及遺族扶助料法とは併給せらるゝ者とす、而して本令の支給方法は別段何等の規定を設けらるへきにあらすと雖も本屬長官に於て必要なる證憑書類を徵し適宜支給せらるへきものにして療治料は傷痍疾病の輕重に依り之を定め其他本令施行に關する必要の事項は本屬長官限り適宜細則樣のものを設けらるへきこと素より差支なき儀なりと云ふ、但し本令の給助料は實に恩惠的傷痍疾病後の慰勞金にして巡査看守優待の方法到れり盡せりと謂つへし仝入社會夫れ旃之

○以上二法の給與金支出科目に就て

巡査看守退隱料及遺族扶助料法幷巡査看守療治料

給助料及吊祭料給與令を發布施行せられたるに就き該二法令に依り看守に給與する給與金は何れの費途より之を支出すへきやと云ふに前者は其性質文武官の恩給と異なることなきを以て今後は總て大藏省所管とするの議なきにあらすと雖も幷は未定の問題にして本年度は豫算決定後の今日殊に巡査看守給助例の相繼法に外ならざるを以て以上の兩者に關する給與金は總て本年度地方監獄經費科目の看守給助の目より支給すへきことに決定せられありと云ふ左もあるべし

○監獄官吏官舍の設備付修補に就て

監獄官吏にして監獄附屬官舍居住者の指定に應ては客年十月司法大臣より訓令の次第もあり官舍に居住を命せられたる者は無料にして且其修補の如きも悉皆官費支辨に屬するは素より正に止むを得すと雖も其修繕及設備を要する程度に就き何等の規定なきを以て動もすれは即ち華奢に流るゝ弊なきやを保せすと云ふ例へは必要なき箇所に修繕を加へ或は疊の修繕又は襖障子の如きも年々官費を以て之か修補を敢てするか如き嫌ありて他方に依て官舍の設備なき地方との權衡を得ざるのみならす監督上の不都合不尠を以て右に關する相當の取締規定を設くへき必要あるか如し、予輩は全國監獄に監獄官吏の居住に充つへき官舍の設備素より之か必要を認むるに吝ならざると同時に經費の許す限に於て漸次監獄官吏の官舍を設備せられんことを切に希望するものなりと雖も此際監獄官舍の設備及補修に關する適當の規定を設くるの必要あるを認むるものなり

付たり監獄官舍居住者の指定上監獄通譯の明文なきを以て通譯を指定者の內に加へられたる旨或地方の請求ありと雖も通譯は裁判所其他にも指定しあらざるを以て追て調査を遂け本訓令中に追加せらるへしと謂ふ左もあるへき事にこそ

○監獄官舍給水料の件に就て

監獄に監獄官吏の官舍の必要不可缺は既に其職務の性質上然るものあると同時に居住に缺くへからざる設備は亦須らく監獄費の支辨たらざるへからざるを以て監獄官舍に供給する給水料は之を監獄費雜給及雜費中雜費道路疏水等手當より支辨し差支なきことに一定し此頃或る地方に指示せられたりと云ふ參考の爲め一言せり

○監獄製品の整理手續に就て

官司業に依り製作したる製品の整理手續に就ては

疑もなく其製品製作に要したる素品費及工作賃錢を精算し一面亦該製品の巧拙如何を斟酌し更に之に若干の損益を包括せしめたる價格を以て製品販賣代價となすは一般の取扱例にして其販賣價格は即ち賣却の時期を以て一般の歳入と爲り囚徒工錢及製作收入に收納すへきは勿論にして是に依て以て該物品製作の爲め費消したる素品費製作工賃を賠償せしむることゝなれり、素品の購買費は資金として是非とも之を歳出より支出せざるへからすと雖も其勞銀即ち製作工錢は別に歳出より之を支出するを要せざるに全國の監獄中監獄費地方稅支辨當時の取扱例を踏用し官司等に屬する監獄製品に供給したる囚人の工錢は總て一旦之を歳出より支出し囚徒工錢として歳入に收納し費き他日再ひ該製品を賣却したる販賣價格全部を製作收入に收納するの手續を履行しつゝある地方ありと云ふ、果して然らは是れ實に迂遠の甚しきものにして整理の當を得たるものにあらざるのみならず物品製作に供したる囚人の工錢は重復に歳入に收入すると同時に爲めに歳出は非常の膨脹を見るに至るへきは殆んと將に疑を存せざる所なりとす、近時監獄收入增加の問題漸く盛んにして當局者の間に恰も監獄收入增加に付競爭の傾向あるは洵に喜ふへき現象なりと雖も收入奬勵の結果斯る重複の取扱を爲し其工錢を歳出より直に歳入に收入するか如き整理法は予輩斷して之を否定せざるを得ざるなり何となれは或る一の物品を製出するに供給したる囚人の工錢は一は之を歳出より直に歳入に立て再ひ該製品販賣代に依て二重に歳入に收納するか如きは監獄經濟の整理上失當たるを免かるへからざればなり、其他亦監獄製品を以て監署の需用に供するときは相當費用より之か購買の手續を了せざるへからざるは整理上素より止むを得すと雖も、該製品に付一定の利純を積算したる價格に依り之を供給する向なきにあらすと云ふ、事實果して然りとせば是れ亦監獄の經濟上其策の宜しきを得たるものにあらざるへしと確信せり當局者以て如何と爲す

付言近時監獄製品は民間工業家の製品に比し比較的高價にして從て其販路も亦壅塞せるものありと云ふ、果して然らは是れ畢竟素品の購買利用其當を得ざるに基因するものにして將來監獄作業擴張に影響すること尠からざるを以て當局者は須らく作業の擴擴施行上に愼密なる注意あるを要す

○監獄作業受負保證金保管預に就て

監獄作業を受負に附するときは隨意契約に依るへきや將た亦競爭契約法に據るへきやの疑問に就ては會計法上何等の明文なきを以て必らずしも競爭入札法に依るを要せざるへしとは其筋當局者の認むる所にして果して隨意契約を以て一箇人に囚徒の傭役を許可するとせば該契約の履行を擔保する契約保證金は如何なる法規及ひ手續に依り之を保管するやに就き嘗て當局の疑問となり種々調査の上、大藏省へ照覆を重ねられたるに隨意、競爭何れの方法を採るも右契約保證金は即ち工錢納入擔保の契約保證金に外ならざるを以て金庫へ保管せしめ然るへき旨回答の趣旨に依り曩きに一般に通牒を發せられたるに當局者の間には其以前監獄作業受負保證金を徵せす工錢納入擔保の必要あるときは保證金を以て金庫へ保管せしむるを可とするやに就き疑問を抱かるゝ向ありと云ふ、果して然らば右は最前其筋の通牒と矛盾するの嫌なきにあらすと雖も爾今受負作業契約に依り保證金を徵したるときは保管金取扱規程に依り金庫に交付すへき保管通知書式中保管すへき法律規則の條項とある欄に單に會計規則第六十九條に依り保管を要すとふ文字を記入するを以て足るへき儀に付當局者は豫め右の趣旨を知悉するを要すとなり、尙之を詳言すれは即ち會計規則第六十九條は契約保證金保管に關する條項にして其契約の方法の隨意たると將た競爭たるとを問はす契約保證金たる性質に於て何等の區別を立つへきものにあらざるを以て金庫は其保證金を徵するを要する契約の方法及隨意契約法に依るへき法規の有無適否を審査すへき職權を有せざれはなり、以上は既に右の手續に依り金庫に保管せしめたる實例之あるに依り記して以て當局者の參考に供すること爾り

○監獄營繕に關する囚人養成に就て

監獄の營繕工事は可成之を直營とし囚人の手に依て之を經營するの計畫準備あるを要するは素より論を俟たざる所にして囚人の手に依て建設したる建物は比較的堅牢且經濟の宜しきを得たるものたればなり、宜なる哉當局政府の方針亦實に茲に存すと云へは予輩は極力之を贊成すると同時に豫め之に應するの覺悟あらんことを當局實務家に要請せざるを得ざるなり殊に營繕工事に囚人を使役するの結果は無職の儕輩を駈て有職の民たらしむる上に於ても至極其肯綮を得たるを信ず況んや亦監

獄は比較的多くの建造物を有し年々必らず多少の補修を要する箇所少なきにあらざるを以て之に應するに當りては須らく平素營繕工事に使役する囚人の養成を努めざるべからざるは亦素より其所なりとす、現に本年度以降數年を期し監獄全部の改築新營に着手する數箇の府縣ありと云へば可成其附近の監獄より適當の囚人を建築地方に移送し之に使役するの策を採らざるべからざるは蓋し止むを得ざる所なるべし、以上は啻に監獄の爲め眞策たるのみならず國家經濟上寔に上乘の策なりとす、故に予輩は當局者に希望すらく、現在の囚人中身体健全にして比較的刑期の長き者に對し努めて營繕に關する作業を科し漸次之を養成するの方針を採用せられんことを、尤も普通一人前の營繕大工を養成せんと欲せば多少の時日を要するは素より餘義なき所なりと雖も刑期の長きもの就中集治監の如き長期囚を執行する監獄に在つては實に至便の地にあるものと云ふべし、而して其養成したる囚人は便宜監獄の建築起工に着手する地方に適當に配送し當該營繕工事に使役するを可なりとす

○建築技手の設置並任用の方法に就て

監獄に關する營繕土工は監獄の直營と爲すの方針既に是認せられあると共に全國各監獄に建築技手配置の必要あるは素より辯を待たざる所にして近時に至り政府亦其必要を認めありと雖も何分經費に關係する問題なるを以て容易に行はるへき事項にあらざるが如し、然りと雖も予輩を以て之を見れば國家の行政上必要缺くへからざる性質事項に屬する經費は國家は之が支出に吝なるべからざるは亦素より其所なるを以て早晩之が實行を見るの日あるべきは予輩の信して疑はざる所なり然りと雖も目下事實必要缺くべからざるものありとせば（大建築に着手地方の如き）便宜建築工費を以て臨時技術屬として之を採用するか又は配當俸給積算内に於て非常の差繰を付け本官として技手を採用するも可なるべし現行地方官々制中必要に應し技手を任用するの道を開きあるを以て某府縣技手として監獄署勤務を命するの方法を採るを適當とす

○典獄協議會建議事項に就て

曩きに新潟縣に開催したる典獄協議會の問題中同會の決議を以て其筋に建議することゝなりたる事項は左の如し

建議事項

一、看守押丁傭（雇員女監取締看守長手も包含す）の給日は總て其月末日にすることに改正を望むの件

（評）本項は俸給支給後退職免職等の場合に追徴等手數不尠のみならず不納缺損を生ずべきを以て改正の必要あるを認む

二、監獄會計處務規程中物品出納手續に關する受入臺帳交付臺帳を廢し物品請求書、同領收證幷購入伺書を兼ねたる用紙を用る又供用品臺帳、在庫品臺帳を廢し出納簿樣式の末尾に供用在庫の二欄を設け整理することに改正を望むの件

（評）本項は建議せざることに決せしも果して整理上差支なしとせば至極便法たるが如し如何

三、囚人の賞表を淺葱色に改正を望むの件

（評）本項は實驗上白色の不便多きを以て本案の可なるやを認む

四、看守女監取締より提出する在監人行狀視察報告を一ケ月一回に改正を望むの件

（評）繁文省略上可なるべきも行狀視察は治獄上の要件なるを以て本案は之を不可とす

五、監獄用に使役する囚人工錢は之を收支豫算に編入せず給與工錢のみを以て整理することに改正を望むの件

（評）本項に就ては或程度迄之を採用せんとの其筋の發議ありと云へば至極機宜に適したる決議とす

六、押丁に長靴及手套を給與するの件

（評）權衡上此必要あるべきも經費に關するを以て採否保し難かるべし

七、看守長に新任の際服料給與せられ度件但其金額は二十五圓以内とす

（評）此必要あるべきも本件は其關聯する處、廣きを以て容易に採用せられざるべし

八、監獄判任官定員外に營繕技手を置かれ度件

（評）本項は至極適當の希望なりと雖も經費に關係するを以て容易に採用を保し難かるべし

九、看守定員を數年据置とせられ度件

（評）予輩は本議に同意を表するものにして治獄上採用の價値あるを信じて疑はず

十、女監取締の人員を數年据置とせられ度件

（評）前項同樣適當の希望なりとす

十一、徽治人幼年囚授學の爲め教師を置かれ度件

（評）經費の許す限度に於て其必要あるを認む

十二、在監人貸與の被服臥具の員數を概定せられ度件

（評）所遇の統一幷監獄の經濟を圖る爲め此必要あるべし

十四、廳中備品の模型を一定せられ度件
（評）經濟上此必要あるべきも容易に行はれ難かるべし
十五、男女監に特に看護夫を置かれ度件
（評）此必要あるべきも經費に關するを以て採否は容易に決し難し
十六、統計小票記入心得中不必要の項目は塗抹するの例なるも手數を省略する爲め必要の事項を記入又は符合を付し塗抹の勞を省き度件
（評）取扱上寧ろ決議の簡なるを以て改正して可なるべき歟
十七、雇員は漸次之を全廢し看守定員を增加せられ度件
（評）取締上此必要あるへきも容易に行はれ難き希望なるか如し
十八、女監取締を判任待遇とし適當の給助例を定められ度件
（評）監獄の改良に伴ひ此希望は早晩採用せらるへき乎
十九、押丁及小者の旅費額は實費を支辨するに足らざるを以て適當に增額せられ度件
（評）本議の相當なるを認む
二十、假留監押送者の途中費用は發送府縣の支辨に改正せられ度件
（評）沿道府縣の支拂に立つへきと何れか便宜に依るを可とす
二十一、監獄會計處務規程第六十三號書式保管證書受拂帳に拂戻の濟否を明了せしむる爲め頭末の欄を設けられ度件
（評）至極適當の希望なるか如し
二十二、同規程第百六十四條に於て領置金を歲入に納付するとき現金を收入官吏に交付するの例なるも納入告知書を以て金庫に納付するを得ることに改正せられ度件
（評）至極適當の希望にして本決議を可とす
二十三、勾留囚及換刑禁錮囚は名籍原簿に記入方省略せられ度件
（評）手數を省き得へきも到底採用せられ難かるへし
協議上別に建議を爲さす當該局長の參考に供するに止むる事項
一、精神病者老耄者若は豫後不良の重症患者に對し條件付出獄を許すの方法を設けられ度件（可決）
二、看守採用規則中身幹五尺一寸以上とあるを五尺以上と改められ度件（可決）
三、警察留置場に拘禁する者の費用一定の件（可決）

○典獄協議會協議事項

新潟縣に開催したる典獄協議會の協議事項左の如し

協議事項
一、給仕小使馭者馬丁の被服を一定するの件
（決）給仕、馭者は小倉製洋服とし小使馬丁は紺木綿の法被及股引とす
二、他地方の裁判所へ證人參考人として召喚せられたる在監人の押送狀に關する件
（決）呼出狀を發したる當該裁判所へ向け押送狀を作成すると
（私評）少しく異想の感なきにあらす如何
三、警察留置場備付の蒲團染色に關する件
（決）藍色淺葱色の二種とす
四、在監人被服の綿の量目を略一定するの件
（決）主催即ち新潟縣に於て會同の府縣より取纏め其筋の參考に供すること
五、輕便寫眞器を備へ置き重罪犯は勿論其他必要ありと認むるものを撮影し之を身分帳に添付すること
（決）各縣の適宜に任す
六、女監取締の夏羽織地質概定の件
（決）唐縮緬、縮み縮、綿紬の內を撰むと但其色黑とす
七、作業日課表樣式一定の件
（決）栃木縣に嘱托し會同地方の樣式を取纏め起案することに決す
八、教誨時の一部を割き監獄醫をして一般囚人に衞生講話を爲さしむる件
（決）各縣是認せり
九、在監人中特種病（奇異なる地方病氣を云ふ）發生したるときは互報する件
（決）各縣是認
十、事務に從事する看守は看守休暇概則に依らず一般官吏に準し休暇を與ふるの件
（決）執務上差支なき限りに於て各縣適宜とす
十一、滿期釋放すへき者は開房時以前と雖も出獄せしむることあるや各縣の取扱例如何
（決）特別の必要あるもの、外總て開房時後とす
十二、他管押送者の着用被服（獄衣）は保管轉換に一定するの件
（決）經費豫算の範圍に於て差支なき限り保管轉換に決す
十三、金庫に送付する仕拂通知書は必らず書留郵便に付すへきや
（決）普通郵便に付する向あり必ず書留とするを要せす各縣適宜とす

十四、刑房留置人衣食費算出方一定の件
（決）食費は前月分の實費とし被服費は一人一日平均約五厘を以て計算すること
十五、日曜の休役を半日に減縮しては如何
（答）各縣適宜

○典獄協議會質問事項

一、同一の用途なる物品は其品質異なるものと雖も五百圓以上なる場合は競爭入札に付せざるを得ざる乎
（答辨）可成其價格を合し五百圓以上に亘るときは競爭入札に付するの趣旨なるも所要の緩急に依り止むを得ざるとき各別に購買することゝし隨意契約に依るも差支なし
二、監獄作業の受負は隨意契約に依るも差支なきや
（答辨）隨意契約に依るも差支なき方針を採れり
三、支拂傳票は仕拂命令の番號順に依り編綴するも仕拂證憑書の番號（紙數番號）を以て搜索せんとするとき便法あるや其方法如何
（答辨）別に便法なきが如し
四、警察留置場に於て執行するものに要する名籍原簿は監獄費警察費何れの支辨に屬するや
（答辨）純然たる事務費なるを以て警察費相當なるへきも便宜監獄費より支辨交付するも可ならん
五、廳用に必要なる物品を購入せんとするに當り獄用品に於て不用となりし適當の物品あり之を廳用に使用せんとするの手續如何
（答辨）彼是轉用の結果豫算科目の所屬を紊亂するの虞あるを以て彼是轉用するを得ざる儀と思考す
六、看守押丁俸給支給後に於て罰金の懲罰に處せられたるものあり翌月の俸給に於て控除せんとするも本人依願免職したるときは看守懲罰例第三條に依り免除するや
（答辨）追徵するを得ざるものとす
七、留置中の郵便切手は規程第六十九號書式に依らず適宜の方法を以て受拂を爲すも差支なきや
（答辨）追て調査の上何分の除外例を設くること
八、違警罪即決例に依り言渡したる被告人を確定前監獄に送致するも受取るべきものにあらずと思考す然れども若し囑托ありたるときは收監（言渡確定前）中の費用は警察費支辨に屬するや
（答辨）追て調査の上答辨せん
九、在監人の領置金送付爲替其他は主任官の證明に依り廳費通信運搬費より支出差支なきや

（答辨）質問の通
十、歲入歲出外現金出納官吏に於て行商又は旅行先に於て價格表記其他の方法に依り送金せしものは領收證を交付せざるも妨なきや（規程第百六十三條及第六十四號書式看照）
（答辨）必らずしも領收證を交付せざるも差支なし
十一、罰金其他裁判費用を納入告知書指定の金庫へ納付せしとき金庫は在監人に宛領收證を發行せるを以て出納官吏は其書類を證憑書として保管する能はず此場合に於ては規程第百六十三條第二項の領收證書取扱は在監人より書類を徵し之を證憑と爲すも妨げなきや
（答辨）質問の通にて差支なし
十二、支拂命令官なき監獄支署の臨時出監者に交付する給與錢拂渡の方法如何
（答辨）暫らく從前の通取扱ふの外なし
十三、檢事の取調に屬する刑事參考人として囚人に對し裁判所より呼出狀を送達し來りたるときは其呼出に應ぜしむるや之に應ぜしむるとせば押送に係る費用は何れの支辨に屬するや
（答辨）本項は關係する所廣きを以て追て答辨すること
十四、作業に於て物品の修繕を行ふときは製造品に準じ受入基帳物品出納簿等に登記し之を拂出すときは製品賣却の例に準ずべきや
（答辨）修繕品は總て物品出納簿に登記を要せず
十五、領置金整理に關することは當分從來の手續に依るべしとあるも各縣に於て粗々一定せんと欲す如何
（答辨）當分從來の取扱例に依るの外なきも追て一定の規程を設けんとの意見なり故に尙調査の上通牒することあるべし
十六、警察留置場に於て死亡又は逃走したるもの、遺留金品引渡に關する件
（答辨）滿一年に至る迄は便宜警察署に於て保管せしめ然るべきも滿一年經過後は監獄署へ引繼を受け慈惠費に編入するものとす
十七、作業材料の受拂は員數と價格と相伴はざれば精算し難し然るに物品擔當者の物品受拂帳は價格を記載せざる樣式なるを以て別に補助簿を設けざるべからず故に工業素品の受拂帳に限り樣式を改められたし如何
（答辨）本質問は作業規程に讓るべき事項に付答辯に苦む云々

○本願寺派敎務講究所閉所式

本願寺派本願寺は昨年第一回敎務講究所を東京に

開き現任敎誨師及敎誨師志望者中より選拔召集して事務の討究を爲さしめしが其成績見るべき者ありし由にて重ねて第二回敎務講究所を本年四月より全しく東京に開きたりしが豫定期限三ケ月完了し去る七月十九日その閉所式を監獄協會に擧行せり當日來賓の主なる者は清浦司法大臣、波多野司法長官、石渡、平野の兩參事官、山上監獄事務官、若山東京集治監典獄、及ひ京都、千葉、埼玉の各典獄等、其他同敎務講究所各講師、同派東京出張所の各職員、東京及近縣の各敎誨師、全高輪佛敎高等中學の職員等にして午前十時開會講究所々長文學士龍口了信氏先つ立ちて閉所の告辭を爲し次て清浦司法大臣一場の演說をなせり大要左の如し

本日この閉所式に參列して諸君と見ゆることを得るは深く予の幸とする所なり敢て有益の議論あるに非すと雖斯かる特別の場所に於て且つ常に相見ゆる機會を有せさる予輩の口よりするときは或は諸君の注意を惹起するに多少の効あらんか抑刑事人類學者の或者は犯罪は生理的自然の發作にして敎誨を以て改善感化し得べき者に非ずとなせりもとより生理的の發作なるにもせよ苟くも醫術を以て肉躰上の病氣を治療するを得るからには敎誨を以て精神上の病氣を治療し得べからざる者なし然れども敎育事業は普通の人間に對してさへ艱難の事業なればまして犯罪者の心性を陶冶し涵養することは無論至艱至難の事務なり諸君須からく誠心誠意を以て其職に盡されたし本願寺派にありては慈善財團の組織あり社會的事實として頗る予輩の歡迎する所成立の日には恐らくは益するところ多からん而してこれ諸君の別働隊たる者なれば相待ちて感化の効果を收めらるべし閉所に際して一言を呈すること爾かり云々

右終りて高島平三郎氏（心理學講師）學術上より次臣演說中の誠心誠意の語を解釋し得意の雄辨縱橫に論じ去りて頗る滿場の注意を惹けり、終りて講究員總代磐井宗成氏答辭を朗讀し式を終れり而して暫時休憩の上食堂に入り立食の饗應ありて午後一時散會せり因みに今回の今講究所の講師及講究員の姓名を擧げば左の如し

監獄事務官	小河滋次郎
監獄學講師	山上義雄
仝	控訴院判事 淺見倫太郎
刑法講師	醫學士 榊保三郎
精神病學講師	高島平三郎
心理學講師	岡百世
社會學講師	仝 熊谷五郎
敎育學講師	倫理學講師 磐井鐵治郎

其他臨時課外講義

講究員

鷲尾	敎導（岡山）	河村	季城（栃木）
藤原	敎亮（鳥取）	毛利	圓壽（埼玉）
鵜林	隆成（奈良）	伊丹	來空（長野）
森	鶴仁（宮城）	脇屋	了嚴（茨城）
志摩田誠諦（福岡）		智谷	恩雲（廣島）
林川	豊民（大分）	那須	寂湛（大坂）
西原	敏之（大坂）	松本	神量 愛緩
原田	最雄（兵庫）	松田	義雄（長崎）
佐々木愼之（京都）		小山	惠照（山口）
木村	惠敎（靜岡）	磐井	宗成（群馬）
和泉	順（德島）	南部	惠明（島根）
阿部	大擧（青森）	濱見	顯彰（福島）
樺島	長生（三池）	石溪	昇住（香川）
楢崎	松龍（高田）	上原	龍溪（宮崎）
服部	乘眞（岐阜）	三好	德鎧（高知）
河南	探驪（秋田）	國司	廣勝（東京）
芝田	英之（小倉）	阿部	大擧（青森）

已上現任敎誨師（　）は所屬府縣

青龍	監法	三上	厚之
菅田	憲文	龍島	祐天
岡見	惠眞	崔田	謙讓
大山	達也	能波	善海
田中	諦心		
巖	道內		
小井田善敎			
橘高	正道		

嘉美　慶圓　川原　敎道　後藤　誠諦

已上は現任敎誨師ならざる者、但し此中川原敎道は宮城に小井田善敎は東京集治監に夫々赴任せり

寄書

○監獄協會の責務

愛知縣　平民主人

監獄協會の存立は、監獄の改善を計るか爲めの、目的に出て、自己固有の、目的を有せさるは、恰も政黨は、國家の爲めに存立し、政黨自身には、何等の目的なきと同一なり。故に協會行動は、常に監獄事業の消長に伴隨し、而かも、其の機先を制して、利害得失を究め、以て監獄の目的に副はしむへき、成果を、供せさるへからさるの、責務を負ふものなり。

本協會は、固より監獄の改善を、計るか爲めに存立し既に、十數年の星霜を經過せむとす。而して目下の現況如何と顧みるに、雜誌は遂次改良を加へて、益〻光彩を放ち、且つ各地に視察員を派して、其實情を審かにし、以て研究の精を竭し、又

近頃屋舍を新築して、談論集會の便に供せむとするの計畫ありと云ふ、誠れも、當時の狀勢に適應したる措置にして、獄務の消長に、伴隨するの行動たるを失はずと雖も、而かも、能く機先を制して、改進の方途を嚮導するの實を認むる能はざるは、余輩の遺憾とする所なり。

抑〻既往十年間に於ける獄務の進步は、頗る見るべきものあり、之を客觀的にしては、獄則の改正、獄舍の設備等、大に面目を改め、主觀的には、司獄官の敎養に勉めて、完美なる「ミシン」も、巧妙なる運轉手を得さる爲め、其の効用を空ふするの憂ひを除かむとせり。是こに於てか、事業の運轉、秩然として進み、敢て凝滯するの恐れなきに拘はらず、未た監獄の目的たる、再犯者を減少するの好運に達せさるは、何か爲めぞや、……余輩は一面に於て、尙未た、改良に缺陷あるを認めさるにあらさるも、其の主因は、他の一面に於ける、輔助機關の設備、完からさるか故なりと謂はむとす、則ち社會的防護機關の、完備せさるに因らすむはあらさるなり、感化院、兒囚保護會等は、防護機關として、其の最たるものに屬し、而かも、獄務の進步と併行して、其の設備を整へ、其の事業を進捗せしめさるへからす、若し夫れ、全く其の設備を缺き、若くは其の併進の實を擧る能はさるか、双翼兩輪の一を缺くものにして、如何に獄務の改進を計り、良好の成績を擧むとするも、結局殆んと、水泡に屬するの危惧あるを察せすむはあらさるなり。然は乃ち、方今の急務は、右等の機關を完備して、獄務と其の步武を同一ならしめ、兩々相須て、此こに監獄の目的を貫くへき覺悟あるを要す。

近來各地に、兒囚保護會の設立を見るに至りたるは、氣運の促進する所、誠に賀すへき所なりと雖も、概ね其の規模狹少にして、未た監獄の目的に、副はしむる能はさるの感あるを免れす。是れ創始の際、止むを得さるものありと雖も、畢竟世人の感覺、未た能く、監獄と社會との關係を、知悉せさるに、因るものたらすむはあらさるなり。故に目下の急務は、監獄の狀況を、世人に紹介して、其事情を明かならしめ、監獄事業の一半は、必すや社會的義務として、吾人の努力せさるへからさるものたるの主旨を徹底せしむるを要す。而して、此の責務は、固より當局者の盡力を要するは勿論なるも、監獄の目的の爲めに存立する、本協會の如きは、全力を捧けて、其實務を負擔し、其の効果を表現せさるへからさるなり。從來協會の、此事に關する盡力は、全く之れなしとせさるも、唯當局と、其の要務を論議したるものあるに過きさるの力、其の半は已に居る、本協會の嚮導、幸ひ其の宜しきを得は、廣くは、前上の目的を達せしめ、延て獄務の進步に副はしむるの、効果を見るの日あらむ乎。

近頃、監獄茶話會の成立を見て、協會近事の行動に、一進步を來たしたるものなるへきも、纔かに、有數人士の會合するに過きさるの實況を顧み、協會か、或る目的を有するに、あらさるなきかを疑ふものあり、固より、取るに足らすと雖も、抑〻亦た、大に機先を制して、獄務の進步に、副はしむへき、行動を認めざるより、斯る迷想を、懷かしむるものにあらさるなきを得むや、協會たるもの、豈に思はさるへけむや。故に將來、協會の取るへき、方針は、斷して、前述の方法を實行し、以て余輩の希望に副はしむへく、余輩亦た、一臂の勞を吝むものにあらさるなり、余輩は、張膽明目、偏に其の成果を見むことを期す。

○監獄敎誨に就き所感の一班を說述して斯道に熱心なる大家諸君の高敎を懇望す

三池集治監敎誨師　野々村若雲

吾人は何なる宿緣多幸にや　皇統連綿萬古一系の特殊絶對なる歷史ある日本帝國に生を享け上には

は乃ち監獄の目的なり

監獄に於て犯罪人に科する刑罰に關しては新舊學說互に其主義を異にすと雖ども概括すれば曰く復讐主義即ち犯人の爲めに損害を與りたる一個人若くは社會の忿怒より充分なる復讐的感念を以て犯人を處罰するものにして殘酷なる復讐的處刑は古來歷史的證明に依りて明確たり曰く威赫主義即ち既に犯罪したる者將來犯罪せんとする者を威赫し豫防し併せて被害者と未だ被害者の地位に立たざる者の爲めに恐怖の念を除去し且つ安穩の境遇に住せしむるなり何となれば若し犯人夫れ自身が被害者よりも比較的より多くの邪智と腕力とを具備するわらんか宵に被害者のみに止らず延て一般の民衆皆恐懼驚駭するは當前の事と云ふべし是に於てこそ社會若くは國家は之を救濟せんとして一方には犯人を檢束威赫し他方には全体の民民を保護安全ならしむるなり曰く感化主義即ち歐米文明國の採用する所近來我國の司獄實務家の殊に執れる所にして犯罪人の未だ悔悟の領域に達せざる者又は國家若くは社會の强力に屈服せられて抵抗する能はざる者を薰陶開導するにあり故に單に苦痛を感ぜしむるを以て主眼とせず道德宗教の感化力に憑り彼等の妄念惡心を根本的に矯正改良して前非を懺悔すると同時に他の一面には社會全體に對し國家

に向て以前に倍蓰せる感恩心報償力を惹起せしむるにあるなり

以上の主義は予曾て監獄學に於て之を聞けり此等の主義世運の進歩と人文の發達とに依り漸次變革して今日に至りしなり然れば刻下斯道に職を奉ずらるゝ諸君は感化主義を以て彼等の頑冥を照破し不靈を教導し森智を擴張し妄想を砕破せざるべからず作業獄則品行教誨教育は即ち此主義を徹底せしむる最肝要たるものなり

抑教誨は名目の種類甚數多々なりと雖ども大別すれば二種に結締す所謂總囚教誨個人教誨之なり道德の要點宗教の本領古人の言行等に就き道理に徹し感情に訴へ文證を引き適例を擧げ滿腔の熱心全幅の誠意を以て多囚を一時に感動せしめ理解せしむるは總囚教誨獨特の妙用なり又囚人個々の起臥希望缺不平等に就き交談快話し或かる親子的情愛の中に誨險開解の功を奏するは全く個人教誨に職由せずんばあらず故に二者相待て感化の功能を顯發するものなれば若し二者を轉換して之を施行するわらんか失敗の結果を招くは識者を待たずして知る何となれば二者自ら教誨師と囚人との心情教誨の主義方法教誨中感否の云何各別なるを見る去れば教誨の効果著大なるは無論個人教誨にあるは信じて疑はざるも總囚教誨も亦感化教養の上に於て缺くべからざる緊要の一たるや故に贅言を要せざるなり

是より更に進んで隊逃する所あらん始めに總囚教誨に付て言へば總囚を教誨堂又は教誨所（工場を代用する場合）に集容するに當ては必らず先づ佛像或は六字尊號を以て彼等が信仰の本尊とせざるべからず斯くて教誨師は佛前に於て簡單なる偈文と和讃數首を徐々に讀誦する時は總囚の精神經文に傾注して靜肅となり同時に恭敬尊重の念を喚起するならんそ人は地位若くは塲所に隨て心相一變するは吾人の經驗的知識の保證する所なれば平生何程猜忌憂鬱沈靜邪惡の徒たりとも神聖なる教誨堂に出席し悲智圓備の佛像を敬禮するに至れば忽ち清淨の心爽快の念勃然として起り虛心平氣教誨諸總の情を發生するは精確なる事實なり況んや典獄書記看守長臨塲せられ佛像に對して慇懃に敬意を表せらるゝに於ては囚人一同教誨に重きを置かるゝを認識し佛像の尊高を悟了するを以て教誨の都度到徹せずと云ふ無し然り而して教誨師たる諸君は教誨を施行せらるゝに際し言語平易なるべく明晰なるべく例證確實なるべく高尙なるべく時間は長短孰れにも偏するなく發言恰々なるべく姿勢極めて方正なるべく假令教誨中云何なる事物を目睹するも毫末も意に介すること無き至誠熱烈の

大覺悟なかるべからず加之人には四種の性質ある事は心理學の夙に吾人に敎諭せし所なれば情感に富める者あり理論に長ずる者あり悲壯感奮を好む者あり快活勇剛を喜ふ者あり去れは一方に偏せず僻せずして或る時は感情的敎誨を試み或る時は理論的敎誨を加へ又は古人の言行を詳述する等ゆわゆる快活的有望的精神的積極的なるべし畢竟する所宗敎の妙味道德の奥義帝國の精神を彼等の腦裏に浸潤せしめ國家的感念を注入して現在と未來とに向て積極的大希望を引き起さしむる事尤とも大切とする所なり

次ぎに個人敎誨に就きて述ぶるに第一場所は敎誨堂若くは敎誨室又は空虛なる監房に於てする事第二敎誨中は立會官吏を附せざる事第三敎誨の時間に制限を置かざる事第四敎誨は對談的手段を承る事第五敎誨を加ふへき必要の機會を失はざる事之なり猶又敎誨師は被敎誨者の個人的關係を仔細に知了すべきは論を待たすと雖とも加之敎誨の前後敎誨中の態度等を精密に察知する事肝要なり殊に堅忍熱心同情着實品行度量親切温雅眼力學識は敎誨師の欠くへからざる資格なるは喋々する迄も無きなり

近年監獄問題敎誨問題は大に社會の注目する所となり新聞雜誌の紙上に於て高論卓說に接する頻繁なり感化改良の一大要法たる敎誨は是非學德兼備の明師に待たざるべからずとの議論さへ起るに至れり是れ至當の注文なるも全國一百有餘の監獄なれば到底敎界多事の今日出來得べからさるを以て眞宗大谷派は率先して東京に學校を創建し以て將來の敎誨師養成の道を開けり又本派本願寺本山は昨年四月巨額の資金を投して東京に敎務講究所を新設し各科專門の大家を特聘して倫理敎育社會心理監獄法律宗敎等須要の學科を三集治監三府三十三縣より各監一名を限り其筋に交涉の上出京入所せしめて懇篤綿密に指導敎授せられたり豈斯道の爲め國家の爲め祝賀に感謝せさるべけんや然れは則ち研究磨礪の功を積んで再たび敎誨師の大任に就かれたる諸君は本願寺本山の厚意と講師各位の薰陶を體認せられ各種の學科を實際的に應用して以て斯道の爲め宗敎の爲め社會に對し國家に對し層一層の畏勉盡瘁あらん事を熱望すると共に聊か敎誨に對する意見を陳辨して以て大方諸君の敎示を期待す此外敎誨に付多少の考案あれとも更に他日を以て諸君と再たび紙上に見へん事を誓ふ所なり

○統計(月末現在人員表)に就きて

滋賀　由川白骨

余や新眛の獄吏未だ監獄統計の何者たるを詳にせずと雖監獄の事業たる全く統計に重きを置かざるべからざるや論なし玆に貴誌余白をかり一言以て注意を請はんと欲するは他なし夫れ統計の現象は種々なる現象と連續をなし又種々なる運動の連續をなすものなり故に觀察の主意とする處の現象と運動とを定むるには宜しく精密なる觀察を施さざるべからず而して其觀察を施すに當りては此現象は如何にして生ぜしや又彼の運動は如何にして起りしや其現象と運動とは此の時に生ぜしや彼の時に起りしやと能く其關係に注意して着手せざるべからざるなり

思ふて此處に至らば彼の監獄統計中(報告例に定めたる)月末日現在々監人員表は果して如何なる點に連絡するや又其現象は如何なる場合に於て運動しつゝあるか新眛の能く知る處にあらずと雖主務省曩に報告例を制定已來數十年の間寂として問ふなく答として之れを論ずるものなきは聊か疑なきを得ず何んとなれば該表は單に其當日現在員の多寡を知るのみにて一般に通ずるものにあらざるを以てなり隨て當該監獄囚人の多寡增減の標準とするに足らさるや論を俟ざるなり余は彼の毎月調査する處の月報は實に無用の長物寧ろ錙一文の價値なきを信ずるものなり見よ協會雜誌毎號掲出に怠るなく限りある紙數徒之れを客まざるが如き素より當路者の大に參照の資に供せんとするの主趣に外ならざるべしと雖諸氏之れに依て得る處ありや否或は諸氏の視線外に脫し居らざるや故に余は言はんと欲す當局者果して統計の實を擧げんとせば必ずや月末現在人員調査を以て足れりとせず百尺竿頭一歩を進め該月表をして毎月現在人員となし一ヶ月に通ずる調査をなす時は其監獄署に拘禁する人員の多寡增減比較の正鵠を得て甲乙監獄の對照を明かに區分する事を得べく又統計の主意に背かざるを信ず

要するに月末當日の在監人員調査となすときは當日假令甲監獄は極めて多く乙監獄は極めて少きもの とするも或は其翌日は反比例の現象を見るべく變轉常なく一定の觀察を下すを得ず反之一ヶ月の調査となす時は常に其平均を以て結果を定むるが故に多は倍々多少は倍々少として甲乙正鵠の現象を觀察し得ると云ふにあり當局者以て如何となす

○本朝繫獄者叢傳附刑事圖譜

自序

讃陽　笠原謙稿

温古知新は普く社會事物の改良を誘發する適確の

金言也とは余が屢に掲著したる監獄管理法精言の語にして我司獄の事亦然り溫古ならずんば以て當世を益し奎運日新を求むべからず知新ならずんば以て啓發改良を期すべからず於是乎余は此師言に據り司獄の改良は益々往事に求むるを當世を知り新を尋ねて文明を迎へ以て後世の改良を劃策せざるべからず故に余は過去に於ける刑事關譜其他刑具の司獄に參考たるべきものゝ蒐集は溷華古牢にあるの時に於て最も之に努たるも時機の未た投合せざる乎將た余が努むるの及ばざる乎事業央にして坐折す是を以て余が希望は空く水泡に屬すと共に余が念願は遂に脫離したり再び襲ひ來る溫古は已に昨秋なりき余が東都にあるの日一日千住小塚原古刑場を觀る場や全く變して舊態を存せず花候は以て觀花に適し櫻花爛熳人花に笑ひ人家櫛齒樓を列ね行人肩を磨して殆んと德川二百有餘年前の刑場たるを省みす此地を過くる者あるに至る余は囘向院寮主に就て德川幕府此場管理の摸樣を問ふ場や明治維新に至る迄德川氏專制の頃は每歲千人乃至二千人此處に處刑せられ殊に弘化年間の頃にありては一時に殆んと二千人乃至三千人に達せり其他無緣の屍体を寄寥したる其數五六萬當時刑罰の有樣は磔刑火刑獄門斬刑其慘酷に倒れ梟葬せられたる其數を知らす或は無宰寃罪の刑戮に罹り焦熱號慟聲塡壑に癈堪せられたるもの又其數を知らす或は幕府の末路に於て牢死可憐の士或は安政以降王室の衰頽を慷慨し悲憤忠烈身を國家に犧し空く場裡に易簀し冢壁蒿里の露と消たる憤慨志士の枉魂は猶髣髴として潛躍に忙然たり當時場や唯此囘向院あるのみにして遠く一の人家なく竹木森然悲愴慘憺場や夜陰は一の行人なく悲雲慙月唯原中魑魅を朧照す場や草蟲血露に泣き野犬遠く吠て肉を爭ふ場や凄風蕭雨院を敲て幽魂怨を訴へ中天空しく鏖哀號すと余思らく螻蛄蟋蟀の如き猶且つ生を歎す況んや命を天に享け罪なくして此慘刑に倒る何ぞ怨恨を當世に懷へざると余は寮主が語るを聽き實に現狀を親睹するが如く心中大に感みて轉た憐愍の情に堪へさるなり回顧すれば德川氏政權を奉還してより僅かに三十有餘年是則ち時勢の變遷とは言へ維新明治の鴻德に出るものにして由來今日の刑罰を以て已往二百有餘年以前の慘刑に比較せば實に聖代の德澤に浴する豈少ならん凡本邦刑罰の沿革に關しては橫山某氏の刑法略志大日本兵刑志其他古今を一貫して其沿革變遷を論述するものを聞かす唯た刑を用ゆるは古く神武天皇即位（紀元前一年）の年罪名若干條を定め其輕重に從ひ贖物を徵し其をして神昭に誓て拔除し惡を去善に遷らしむ若其元惡大憝始終悛むるなきものは物部氏に命し之を戮せしむ（物部氏世々兵權を掌る）と之則ち往古無成文律時代なり其後ち明文律式目、法度、刑法時代と變遷し又圖圄を用たるは古く崇神天皇即位の年（即ち紀元前九十八年）武埴安彦出雲振根を誅し禁圄すと之則無成文律時代の圄圄なり始て圄圄に明文律を置たるは清寧天皇即位の四年（紀元千百五十三年）天皇親から囚徒を錄すと言ふに始まる式目時代とは後堀川天皇即位より後水尾天皇迄法度時代とは後水尾天皇即位より孝明天皇時代迄刑法時代は　今上天皇明治時代なり然り而して本邦刑罰が往古より如何に變化したる乎は司獄の職にあるもの能く知悉せさるべからさる哉は勿論本邦刑罰が何れの世に於て將た何れの時に於て最も寬大嚴酷なりし乎は猶能く記憶せざるべからず今其例を擧くれば嶸峨天皇即位廿一代死刑を廢す源氏政を執りて笞杖徒三刑を用ひ北條氏執權に及ぶに流刑を加へ後ち豐臣氏執政の頃は最も殘虐非道其刑所謂一文を勁む猶斬大逆無道は其輕重を慮り梟首、鋸首、凌遲（支體を斬り後咽を斷つ）碟、炮烙、鼎鑊、孥戮、緍族、（其一夜）德川氏政爲猶之を襲踏す然ども明治　聖代に至り全く慘刑酷罰を廢し更に明治三年新律綱領の成文律を置き明治五年始て獄制を布く其　擧意に曰

獄とは何ぞ罪人を禁錮して之を懲戒せしむる所以なり

獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐する者に非ず人を懲戒する所以にして人を痛苦するものに非ず

刑を用ゆるは已を得ざるに出づ國の爲害を除く所以なり獄司欽て此意を體し罪囚を遇す可し

余は前述する如く我國古代に於ける刑罰が如何に變遷したる乎當時の罪囚が如何に圄圄に呻吟したる乎は傳を追ひ編を重ね以て現時の律令を攝へ讀者に紹介せんと欲す余や淺學涉獵の才に乏し資を得るに頗る困難唯余か笈頭に存する古書に求め以て刑罰沿革の一班を讀者に覩ひ溫古知新は所謂社會事物の改良に適確なる師言を證せんと欲す乞ふ余と同感の士あらば敢て助編を吝む勿れ須く增を以て本傳の……斯業に有益ありとせば當に余が光榮のみならず實に編者の勞亦空しからざる也

○坐して不測の大患を觀る

在巢鴨　監獄醫　小林春象

現任監獄事務官山上氏曾て典獄會議に於て曰へるあり監獄醫に付て考ふれは遺憾なから俸給其他からして不充分なる醫師がある樣に考へます云々鳴乎伯樂風に馬を知るや聞くならく劉下採用の監獄

醫中傳職履歷の人ありと所謂是れ不充分なるの醫師今や名馬駑馬と轡を駢へて櫪櫪の中にあり伯樂以て此駑馬を如何に馭せんと欲するか駑馬や其性狀について考ふれば御情免狀にして皮想の醫人なり似て而して非なるものなり庸醫以て衛生のと共に謬るに足らず庸醫以て病理のこと共に談するに足らす庸醫以て治病のこと共に談るに足らす抑も獄醫のものたる治獄遇囚上貴重の職責を擔ふ敢て庸醫のよくすべきに非ず然るに當局者此重任を駑馬に負はしめ千里の遠きに馳せしめんと欲するか將た又伯樂駑馬のなすなきを知るも手を下すの樣なかりしか恰も監獄改良の氣運隆盛日ならずして其經費は國庫支辨となり大に其面目を施さんとするの時是等庸醫を陶汰し將に以て日新醫學の奥蘊を叩ける瓦國手を採用し其壯快の手腕を振はしめ治獄遇囚の美を擧くべきなり余是を聞く大事を立て大功を成すの才能ありと雖とも位なく祿なく權なくんば其才能展布す可からすと瓦い哉言や夫れ醫士なるものは高等文官判檢事試驗と對等の試問を經て高級試驗に及第せるもの是を委任となし醫權の神聖を保たしめ所謂位。祿。權。の三つをして完からしめ其才能を發揮せしめよ一二所說の如く是を判任となすは其權衡を失するのみならず政府試驗を無視するもの況んや今日の如く日屢視するに於ては瓦獄醫は去て他に位置を求め爰處は彼の庸醫のみならん此無能力なる庸醫をして此大任にあたらしむるに至らん薄氷蹈んで堅氷至るの當局者今の時にあたりて爲すなくんば大に獄政を亂らんを恐る思ふて此に至れは治獄の前途又憂ふべきものならずや不肖何ぞ敢て瓦國手に列せん然れとも其志亦甚た輕ろんせざるものあり坐して不測の大患を覩る起て一事の言ふべきなくして可ならん哉

○刑罰感念に基き吾人の心を讀む

今川廣吉

比ろ犯罪の減少せさる結果として刑律上諸種の感念か各所に散點の徵を見す不肖其剌戟に多少を釀すにあらされとも實行に伴ふ理想の幾部を精覈ならしめん爲め叨りに懷嚢を搾りて先進諸士の示敎を冀ふは修學上絕對的の無益の戇哥にあらさるを自信す仍て且らく禿毫を斯間に揷ましめよ惟ふに刑罰の目的を達する感念如何は自國に於る萬象の反應森羅の反映を基礎とす而して自由刑は目下世界の輿論の認定する所にして之を推敲するは文化の大勢に反抗する野蠻の逆流たるを免れす故に斯

の自由制限の範圍に於て探るへき刑罰最終の目的は刑罰自體に而已存せすして犯罪減滅にあり故に此の目的に適合する主義を擇擇し之を躬行するにあり其主義發開に深く留意し其執行確實に厚く勗むること最も緊要なりと雖只管に其法をして紙上に印する文字に死せしめすして所謂光線的炯眼を以て活動の妙を得せしめ運用の機を肘するにあり以下順次其感念の擇擇と執行を適實ならしむる手段を分晰せんとす刑罰主義に於る各國の感念と學說等は固より一定不動のものにあらす其時と其場所により推移し人情と風俗により變遷するを原則とす其唱る主義其說く學說は無數にして或は絕對或は相對折衷或は何々あり然り而して近來吾國に於る普通の感念を大別して二種とす其一感念に曰く凡そ人性は善にも惡にもあらす是れ眞善なり而して天賦の自由を具備し斯界に出現するも社會の境遇と周圍の事情か人をして遂一犯罪を爲さいるを得さるの畛域に沈淪せしめたるなり果して然れは之を矯正し遷善せしむるは社會と事情か爲すへき當然の本務たり而して其沈淪に當りては漸浸的にして威嚇せしにあらさる故歸納の時期に當りても亦強制を意味せすして感化漸浸ならさるを得す縱し一時は威嚇して之を鎭壓するも弓弩の彎曲の如く之を放ては乍ち舊材に復す故に之か改善を圖る所の刑罰は手段にして感化は本來の目的なり斯の目的の爲めには敎育を要し體育を施す又彼の生命刑は刑罰補償を欠く生命は人爲にあらす而るに人工以て天賦を奪ふは人生の自然に反す逆するものは亡ふ如何なる兇暴の徒も譫迷の輩も强ち感化の實効なしと斷言すへからすと其二感念に曰く刑罰は社會制度として必要なる制裁にして其目的は感化にあらす刑罰なり必要なる痛苦なり不利なり刑罰の制定により社會を防衛し威嚇して犯罪に習はさらしむ又斯の執行によりて犯人を懲戒す全部は部分より大なり部分の消極的に經濟を破らんより全部の積極的の改良に投すへし若し假りに其部分に遍手せしめんか其極監獄は一種變形の强制旅館たるに至る斯鳥そ社會の安寧を犯人の犧牲に供すへからんや刑罰は一私人に對して道義を強ひ聖賢を期するにあらす他を害する勿れ害せは之を膺懲し社會を保護するを大目的とす故に刑罰は犯人に對し社會に對し寔に恐るへきものなることを覺知せしむるものなるを要す而して人工の到底適合し能はさるものは必要に應し社會の陶汰生命を殲奪して歸るものにあらす定刑期は正當の反坐にして賠償を意味すと以上感念論者の主張常理存せさるにあらす而れども物滿れは缺き事乎ならされは必す鳴る如く其所說或は一方

面にのみ遇し極端に馳せ理論に拘泥して實際とは相乖離し法と物は全く別個に界在するの感あり歐洲先進國の採れる理想も又行はるゝ統計的事實も強ち心醉すへきにあらす亦自國に採れる舊來の慣習も國家か認めて不善其とせり之を捨つるに屑くすべきなり前顯第一感念は道義を標準に酌み主一に博愛に則り不適に慈善に傾き刑罰は全く犯罪者而已根據として定制せしものゝ如く思料し社會制度の性質と或る道義感念とを混淆し刑事政策上の公益を忘却せしものならん第二感念は社會の利益のみに奔逸し公德の本義を度外視し遂に社會を防衛する爲め犯人をして國家の奴隷の如き感慨を組織の上に介在せしものならん然り而して斯の兩感念に對する利害得失は概ね斯點に存するは明瞭なるか如しと雖而れども兩感念か實地に實行せられて果して効果なきや否やは頗る判斷に錯躇する所以のものは之か實質統計上の證左なき一事にして從來批評の材料は悉く事情を異にする外邦の引例に遇きす殊に宗教公德に大差ある吾國に於て夥多の星霜を經たる維新以前矇昧の制混沌の法の下に施行せられたる沿革的事由か直ちに文化の聖世に於る俱体的統計資料と爲すに足らさるを以てなり然れども今彼の犯罪現象の大勢を挽回し減少するの方法と爲し歡迎するに足るべきものと信するは即ち前兩感念を調和し配合したる折衷とも云ふへき條義は以て吾國の適應する耳蓋ならん歟其折衷の感念を採るへき淵原を左に探究せんとす按するに犯罪の原因は幾多の方面より蟠來するものなれども單に固有の自由意思のみにもあらす何となれは社會的事情か身邊を圍繞し不知不識の刹那犯罪の傾向に餘義なくせらるゝものあるは彼の土地氣候等を異にする東北と關西に於ける統計の示す事實たり亦野蠻時代の意思と文明國民人と其源泉を別に認むる能はさるべければなり而れども又社會の境遇事情のみにもあらす何となれば人類には天賦の自由意識あり是非辨別力あり奈何なる慘憺輕軽に陷るも活死を決するも盜泉の水を飲まさるものあれはなり而れは何故に同一の意思を享有するに一は之を曲けて邪道に流轉し他は曲けずして正路に忠實なるや是れ即ち心神の宿れる肉体上生理自然の結果なり之を要するに犯意の原因は自由意識と社會境遇の中間に介在するものならん故に罪を犯すに當り或は私德を忘れ且公德を害するあり又は公德を害せすして先つ私德を破るあり私德を忘れすして公德を侵すあり原由既に斯の如しと雖而して國家か認めて犯罪と爲すものは犯人か私德を破り且公德を害する程度に至るものを指す然り故に之に對し科する刑罰は斯の反映にして私德欠

缺の程度と公德を害する輕重と周圍の事情に照應して罪惡と刑罰との權衡を完全ならしむ故に刑罰は社會の公德を保維するに足るの方法を採ると同時に犯人自体を懲改するの手段要件を具備せしむることを要す而して斯の權衡即ち分量配劑が刑罰の要素にして至難の關門たり斯の配劑は須らく所謂社會萬象の反映たる折衷感念に基き社會學人類學心理學上の知識に覓むべきなり刑罰の目的は犯罪滅滅にあり而れども犯人自体に對する懲改に必要なる不利惡感の程度を誤るときは其弊害は單に執行法に止まらず施て刑罰の制定を無効ならしむ故に犯人懲戒手段の票準は只管紙上一片の形式のみに待たすして社會自由界に於る實質上の釣合を保つの點に存す換言せは在監人所遇の程度と外界生存程度の緊切に着眼し其範圍に於て操縱の餘地ある而已故に社會公德上犯人の適合を欲せす又は適合し能はさる法物の侵犯者は社會より離脫し必要的に除害せさるを得す然りと雖刑罰に對する執行は人世の自然に反し需要の限度を超逸することは斷して爲すへからす之か實行者は所謂地獄の鬼的にあらす又繼母か異子を虐遇する如くならす恰も正當親權者か親權を以て其子孫を懲戒するの狀態に於る如くす親權者其心底は必す被懲戒者を善良に感化せしめんとするものなれとも而れとも其懲戒當時は寸毫も斯心を容裁に顯はさすして非常の權力を暴示し無限の威嚴を表現し口角飛沫以て邪念を一掃し惡業を撲滅す而して後其改心と動機を窺ひ除ろに過酌を再演せさることを訓諭し前途に啓導す若し之に反して善化し能はさるときは已を得す家庭を辭せしめ懲戒を國家に讓る於是乎漸く効果を結ふ故に慈悲と懲戒は相容る懲戒の裏面に慈悲あることを忘るへからす而れとも斯の慈悲心と懲戒心と同時に外形に發露するときは笑齒を漣へて叱咤すると一般なり如斯ものの胡ぞ誰か眞の懲戒と謂ふものあらんや又懲戒の本旨にあらさや明白なり盖し國家か國家の權力に依り自ら意思を制限して適實の刑罰を制定し犯人を懲戒するも猶斯の理を推して解明することを得彼の生命刑は一見して人世の自然に反するものゝ如し而れとも社會制度として必要を認むるあれはなり奈何となれは現下民人か同胞の生沒を以て歎悲の感覺を有せり斯の感覺か現存する時代には必す極制として存置し以て必要的に刑罰制定を有効ならしめ以て眞個の文化を世界に表彰すへきなり向來社會か宗教々育か發達に隨ひ死沒を以て因果干係と諦認し縱容自若甘して歸するか如き境天に至れは刑に惡感の要素を欠くを以て廢止するは當然ならん噫刑罰に於る分量配劑は尙に至難のものに屬す不世出

の人才を得されは之か權衡の圓滿を期する能はさる〳〵し故に理論方面より論究するときは不定刑期に左袒を表するものなれとも吾國々情の發達に鑑み入知の程度に照し（以下次回）

統計

○明治三十四年六月在監人月末現在人員表

	四人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合計	三十三年六月末日現在	比較增△減
東京	二、八九九	一、〇八三	九	一〇四	七	四、一〇二	三、八九〇	二一二
京都	一、三四五	九九	八	二一	四	一、四七七	一、五九一	一一四
大阪	三、二六一	七九一	一五	一一六	一〇	四、一九三	三、八七八	三一五
神奈川	一、一五〇	一〇六	七	一八	二	一、一八三	一、一六〇	二三
兵庫	一、九五七	二二七	一八	五七	三	二、二六〇	二、二一四	四五
長崎	九四四	三四〇	五	一九	二	一、三一〇	九八九	△
新潟	八七二	五五	六	七	一	九四一	一、一八五	二四四
埼玉	一、〇五一	八一	三	七	二	一、一四四	一、一五五	一一
群馬	一、〇一九	一一二	一	一四	二	一、一五七	一、三四〇	一八三
千葉	七四五	一一四	四	一二	一	八七五	九七九	△
茨城	一、〇八三	二四九	二	二三	六	一、三六三	一、二六七	九六
栃木	七九四	七六	二	六	一	八七九	九一八	△
奈良	五二四	四三	一	四	五	五七六	六六七	三九
三重	一、〇六四	四九	三	一一	二	一、一二八	一、一五二	△
愛知	一、九六六	八四	一三	二三	九	二、二三九	二、三二四	△
岡山	八八四	五九	三	一一	二	九五九	一、〇七五	△
靜岡	四四二	四七	一	七	一	四九四	六二八	△
梨縣	五七五	三一	一	一七	一	九四九	一、〇七五	△
賀縣	九〇九	六四	一八	一三	一	一、一四九	一、一五四	△
阜縣	一、二六一	二四五	一	一八	六	一、三九八	一、二九九	一〇九
岐阜	七四四	三九八	四	一九	一	九九五	一、一五六	一、三三八	一、三三三
愛知	一、九六六	八四	一三	二三	九	二、二三九	二、三二四	△
三重	一、〇六四	四九	三	一一	二	九五九	一、〇七五	△
奈良	五二四	四三	一	四	五	五七六	六六七	三九
和歌山	五四〇	六一	一	四	一	七〇二	七五四	△
香川	六七二	四九	一	一	一	七〇二	七五四	△
愛媛	九〇一	七一	一	一	一	九八六	一、〇二九	△
德島	七〇二	五三	一	一	一	七〇二	七五四	△
山口	八九一	八四	三	四	一	九九一	一、〇一四	△
廣島	一、三三三	一一八	一	一一	一	一、一五二	一、一五六	△
岡山	一、〇三三	一三七	一	一一	一	一、一八一	一、二〇三	△
島根	六四〇	三九	一	六	一	六八八	七七八	△
鳥取	三八七	二九	一	二	一	七四九	八〇九	△
島取	二八七	一〇二	一	一	一	三九二	四〇九	△
富山	三三八	三七	三	一一	一	七三九	八〇九	△
石川	三一〇	三七	三	一一	一	七六六	八〇八	△
福井	五六一	一一〇	二	五	一	六七七	七五九	△
秋田	六二七	九七	三	二	一	七三二	七五九	△
山形	二二二	六一	二	六	一	二九〇	四一二	△
森岩手	四二三	一一二	二	五	一	五五二	五七六	△
宮城	九九五	一一六	四	九	二	一、一六四	一、四一〇	△
福島	九四四	三九八	四	一九	一	一、一六六	一、二〇〇	△
長野	七四五	二四五	一	一八	一	一、一五三	一、六五二	△
愛野	一、二六一	二四五	一	一八	三	一、一六六	一、二〇〇	△
岐阜	九〇九	六四	一	七	一	九四四	一、〇四二	△
滋賀	五七五	三一	一	一七	一	九四九	一、〇七五	△
山梨	四四二	四七	三	一一	二	四九四	六二八	△
靜岡	八八四	五九	三	一一	二	九五九	一、〇七五	△
愛知	一、九六六	八四	一三	二三	九	二、二三九	二、三二四	△

○明治三十四年六月末日全國囚人刑名別

縣名	總計	前月末日現在ニ比較增減	計	本監	北海道集治監	沖繩集治監	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知
總計	四九、〇三五	△七二四	二、七九一	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
無期徒刑	七、〇八〇	△一三四											
有期徒刑	七、八一四												
重懲役	三、八四五												
輕懲役	三、一二九												
重禁獄	一一												
輕禁獄	三												
無期徒刑	一五二												
有期徒刑	八一二	△三三											
重懲役	一〇九												
輕懲役	四、四六二												
重禁獄	四、三七八												
輕禁獄	一一												
七年以下	一、〇七七	△一四八〇	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
五年以下	一、〇四〇	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
三年以下	五、三〇一	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
一年以下	九、〇五九	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
六月以下	五、八一〇	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
一月以下	九、八一七	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
計	一、八三五	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
一年以下	三二、八六二	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
三年以下	二〇	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
一年以下	四四	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
六月以下	一五九	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
一月以下	八六一	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
計	一、〇八四	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
科料	七四九	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七
拘留	一	△一四八六	一、四九二	七三〇	六七二	一、四九〇	四九六	四二二	八三八	三六五	五五〇	一、五四九	八五七

刑名	本年六月末日現在 男	女	計	本年五月末日現在	前月比較 增△減
無期徒刑	八六〇	五〇	九一〇	八九八	一二
有期徒刑	三、二三七	二五六	三、四九三	三、四九一	一
重懲役	三、八四五	六一七	四、四六二	四、四六五	△三
輕懲役	三、一二九	三四九	三、四七八	三、四三三	四五
重禁獄	一一		一一	一一	
輕禁獄	三		三	三	
七年以下	一、〇四〇	一七	一、〇五七	一、〇八九	△三二
五年以下	五、三〇一	一一九	五、四二〇	五、四八六	△六六
三年以下	九、〇五九	三二二	九、三八一	九、四〇一	△二〇
一年以下	五、八一〇	二六四	六、〇七四	六、一三八	△六四
六月以下	九、八一七	七八二	一〇、五九九	一一、一八三	△五八四
一月以下	一、八三五	二一六	二、〇五一	二、一〇六	△五五
計	三二、八六二	一、七二〇	三四、五八二	三五、〇三三	△四五一
一年以下	二〇	一	二一	一九	△二
三年以下	四四	一	四五	五七	△一三
六月以下	一五九	三	一六二	一五三	△九
一月以下	八六一	三五	八九六	八四八	△四六
計	一、〇八四	三九	一、一二三	一、〇七〇	△五三
科料	七四九	一六五	九一四	九一九	△五
拘留	一		一	一	

書	前科	五〇	一	五一	四九	二
初	犯	一七、九〇九	二、二四七	二〇、一五六	二〇、六六二	五〇二
再犯以上		二七、九二九	九五〇	二八、八七九	二九、〇九七	二一八
合計		四五、八三八	三、一九七	四九、〇三五	四九、七五九	七二四

法令

○内務省令第二十三號（三十四年八月五日）

感化法施行規則

第一條　地方長官ニ於テ感化法第五條第一號及第二號ニ掲ケル者ヲ入院セシメントスルトキハ入院命令書ヲ交付スベシ

感化法第五條第三號ニ掲ケル者ニ付テハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人ハ裁判所ノ決定書ヲ地方長官ニ呈出シ入院ヲ出願スベシ

前項ノ場合ニ於テ入院ヲ許可シタルトキハ入院命令書ヲ交付スベシ

本條ノ場合ニ於テハ地方長官其旨ヲ感化院長ニ通知スルコトヲ要ス

第二條　前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ感化院長ハ入院命令書ヲ査閲シタル後入院セシムベシ

第三條　感化院ニ於テ感化院ヲ設置セントスルトキハ其ノ位置名稱其ノ他必要ナル規則ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條　感化院ニハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ院長其他ノ必要ナル職員ヲ置ク

第五條　在院者ニハ獨立自營ニ必要ナル教育ヲ施シ實業ヲ練習セシメ女子ニ在テハ家事裁縫等ヲ修習セシムベシ

第六條　感化院長ハ必要ニ應ジ在院者ヲ適宜公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ施サシメ又ハ勞務ニ就カシムルコトヲ得但シ所在府縣外ニ於テ公私ノ施設又ハ私人ニ託セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第七條　在院者ニ對スル懲戒及檢束ノ方法ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ムベシ

第八條　在院者ノ衣食療養其ノ他必要ナル費用ハ扶養義務者ニ於テ地方長官ノ定ムル所ニ依リ相當ノ額ヲ負擔スベシ

地方長官ニ於テ扶養義務者前項ノ金額ヲ支辨スル資力ナシト認メタルトキハ其ノ一部又ハ全部

ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條　地方長官ハ感化院ノ職員養成ノ爲必要ナル設備ヲ感化院ニ附設スルコトヲ得

第十條　前各條ノ規定ハ代用感化院ニ之ヲ準用ス

第十一條　地方長官ハ代用感化院ニ對シ府縣費ヲ以テ補助ヲナスコトヲ得

○法律第三十八號（明治三十四年七月二十六日官報）

巡查看守退隱料及遺族扶助料法

第一條　巡查又ハ看守勤續十年以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ退隱料ヲ給ス

一年齡五十歳ヲ超ヘ退職シタルトキ

二傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘス退職シタルトキ

三廢官廢廳ニ依リ退職シタルトキ

四身體若ハ精神ノ衰弱又ハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタルトキ

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ニ於ケル月俸三箇月分ト シ勤續十年以上三十年ニ至ル迄一年ヲ加フル毎ニ退職當時ノ月俸額十分ノ一ヲ增加ス

第二條　巡查又ハ看守勤續一年以上十年未滿ニシテ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ一時金ヲ給ス但シ退隱料ヲ受ケル者又ハ受クヘキ者ハ此ノ限ニ在ラス

一時金ハ退職當時ニ於ケル月俸額ノ三分ノ二ニ勤續年數ヲ乘シタル額トス

第三條　退隱料ヲ受ケル者又ハ受クヘキ者再ヒ前職ニ就キ勤續一年以上ニシテ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ前後通算シテ勤續十年以上ニ至ル迄一年ヲ加フル毎ニ後ノ勤續一年ヲ加フル毎ニ後ノ退職當時ニ於ケル月俸額十分ノ一ヲ退隱料年額ニ增加ス

一時金ヲ受ケタル者又ハ受クヘキ者再ヒ前職ニ就キ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ前後通算シテ勤續十年以上ニ至ル者ニハ第一條ニ依リ退隱料ヲ給シ十年未滿ノ者ニハ第二條ニ依リ後ノ勤續年數ニ對スル一時金ヲ給ス

第四條　巡查又ハ看守職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ者ト爲リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタルトキハ退隱料ヲ給ス

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ノ月俸三箇月分乃至六箇月分トス

第一條及第三條ニ依リ退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者本條第一項ニ當ルトキハ其ノ退隱料年額ニ退職當時ノ月俸四箇月分以内ヲ增加ス

前二項ニ依ル退隱料年額及增加金額ハ傷痍疾病ノ輕重ニ依リ之ヲ定ム

第五條　前條ノ規定ハ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾

病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其ノ傷痍疾病ニ起因シ前條第一項ニ當ルニ至リタル者ニ之ヲ準用ス

第六條　巡査又ハ看守交互ニ轉職シ又ハ他ノ官職ニ轉シタルトキハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタル者ト看做ス

第七條　巡査又ハ看守左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ遺族ニ扶助料ヲ給ス

一職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ

二勤續十年以上ニシテ在職中死亡シタルキ

三退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘクシテ死亡シタルトキ

扶助料年額ハ前項第一條ノ場合ニ在テハ第四條ニ依リ查定シタル金額ノ三分ノ二トシ第二號ノ場合ニ在リテハ第一條又ハ第三條ニ依リ查定シタル金額ノ三分ノ一トシ第三號ノ場合ニ在リテハ其ノ退隱料年額ノ三分ノ一トス但シ職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其ノ傷痍疾病ニ起因シテ死亡シタルトキハ第四條第五條ニ依リ查定シタル金額ノ三分ノ二トス

第八條　扶助料ハ寡婦ニ給ス寡婦死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ子ニ給ス

三在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十二條　遺族ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ扶助料ヲ給セス

一前條第一號又ハ第二號ニ當ルトキ

二寡婦婚姻シタルトキ

三子年齡二十歲ニ滿チタルトキ

四尊屬ノ女婚姻シタルトキ

第十三條　子二十歲ニ滿ルモ篤疾又ハ癈疾ニシテ自活スルコト能ハス他ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ事由ノ存續スル間扶助料ノ三分ノ一ヲ給スルコトアルヘシ

第十四條　退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス

一公權ヲ停止セラレタルトキ

二六箇月以上行方不明ナルトキ

退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ判任官待遇以上ノ官職ニ就キタル場合ニ於テハ其ノ俸給月額ニ退隱料月割額ヲ合シ退職當時ニ於ケル俸給月額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對スル退隱料ノ支給ヲ停止ス

第十五條　扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者前條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ其ノ間扶助料ノ支給ヲ停止シ第八條第九條ノ順位ニ依リ之ヲ次位者ニ轉給ス

第十六條　退隱料及扶助料ノ年額竝一時金ノ圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム

第十七條　巡査又ハ看守ノ勤續年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終ル但シ十二箇月未滿ノ端數ハ之ヲ算入セス

休職及教習中ノ月數ハ勤續年數ニ算入ス

第十八條　巡査又ハ看守其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ軍人恩給法ノ算則ニ照ラシテ從軍年ヲ加算ス

第十九條　本法ニ於テ寡婦、子、尊屬ト稱スルハ巡査又ハ看守タリシ者死亡ノ當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル者ヲ謂フ但シ父死亡後出生シタル嫡出ノ子ハ死亡當時其ノ家ニ在ル者ト看做ス

第二十條　退隱料及扶助料支給停止及廢止ハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ之ヲ行フ

第五條ニ依ル退隱料ノ支給ハ事由認定ノ翌月ヨリ始マリ前條但書ニ依ル扶助料ノ支給ハ出生ノ翌月ヨリ始マル

第二十一條　退隱料一時金及扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ三年以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

第二十二條　退隱料ハ民事訴訟法第五百七十條及數子間ニ在リテハ法定家督相續ノ順位ニ依リ最先者ニ給ス最先者死亡シ若ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ順次次位者ニ轉給ス

民法第九百六十九條ニ依リ家督相續人タルコトヲ得サル者及推定家督相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ給セス但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ狀況ニ依リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルカ爲廢除セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

養子ハ家督相續人ニ非サレハ扶助料ヲ給セス

第九條　扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナキトキハ扶助料ハ直系尊屬ニ給ス

前項ノ場合ニ在リテハ先ツ父ニ給シ父死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此ノ例ニ依ル

第十條　扶助料ヲ受クル者ナクシテ死亡シタル者ノ家ニ在ル兄弟姉妹二十歲未滿又ハ篤疾若ハ癈疾ニシテ自活スルコト能ハサルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ三箇年分以内ヲ一時限リ給スルコトアルヘシ

第十一條　退隱料ヲ受クタル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ之ヲ給セス

一國籍ヲ喪失シタルトキ

二重罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

第六百十八條ノ規定ニ關シテハ恩給ト看做ス

第二十三條　本法ニ依ル給與金ノ支給ニ關スル事項ヲ裁定スヘキ行政官廳ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　本法ニ依ル給與ハ巡査又ハ看守最後ノ俸給ヲ受ケタル經濟ノ負擔トス

第二十五條　本法ニ依ル給與金ノ一部又ハ全部ヲ拒否セラレタル者其ノ拒否ヲ不當ナリトスルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニシテ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十六條　本法ハ陸軍監獄看守、海軍監獄看守、海軍警查、貴族院守衛、衆議院守衛及其ノ遺族ニ之ヲ適用ス

附　則

第二十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　明治十五年太政官達第四十一號巡查看守給助例ハ巡查、看守、陸軍監獄看守、海軍警查、貴族院守衛、衆議院守衛、及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス但シ巡查看守給助例ニ依リ現ニ給助ヲ受クル者又ハ既ニ受クヘキ事由ノ生シタル者又ハ其ノ事由ニ起因シテ一年以內ニ重症ニ變キ又ハ死亡シタル者ニ對シテハ其ノ第一條乃至第七條ヲ適用スルノ外本法第三條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第二十條第一項、第二十一條、第二十三條及第二十五條ヲ準用ス

明治十五年太政官達第六十六號ハ巡查、看守ニ明治三十三年法律第三十號ハ巡查、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、海軍警查、貴族院守衛、衆議院守衛及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス

○勅令第百四十七號　（三十四年七月二十六日官報）

巡查看守退隱料及遺族扶助料法ハ明治三十四年八月一日ヨリ施行ス

勅令第百四十八號　（三十四年七月二十六日官報）

巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令

第一條　巡查看守退隱料及遺族扶助料法第四條第二項ノ退隱料年額及同條第三項ノ增加金額ノ等差ハ左ノ如シ

	退隱料年額	增加金額
第一兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡シタルトキ	六箇月分	四箇月分
第二前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル件	五箇月分	三箇月分
第三一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ	五箇月分	三箇月分
第四前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル件	四箇月分	二箇月分
第五一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ	四箇月分	二箇月分
第六前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル件	三箇月分	一箇月分

傷痍疾病ノ等差ハ文官傷痍疾病等差例ニ依ル

第二條　巡查看守退隱料及遺族扶助料法第二十三條ノ行政官廳ハ國庫ヨリ給與金ヲ支給スヘキ者ニ在リテハ內閣恩給局長其ノ他ニ在リテハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）トス

臺灣ニ於テハ前項ノ行政官廳ハ國庫ヨリ給與金ヲ支給スヘキ者ニ在リテハ臺灣總督其ノ他ニ在リテハ知事及廳長トス

附　則

本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第百四十九號　（三十四年七月二十六日官報）

巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令

第一條　巡查又ハ看守職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルノ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ本屬長官ニ於テ治療ヲ要スルモノト認ムルトキハ其ノ治療中療治料ヲ給ス

療治料ハ一日二圓以內トス但シ治療一日平均二圓ヲ超過シタルトキハ適當ト認ムヘキ實費ヲ精算シテ之ヲ追給スルコトアルヘシ

第二條　療治料ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ給助料ヲ給ス

一治療二十日以上ニ渉リ引續在職シ治療ヲ要セサルニ至リタルトキ

一療治料給與ニ係ル傷痍疾病ニ因リ職ニ堪ヘス退職シ治療ヲ要セサルニ至リタルトキ

前項ノ給助料ハ第一號ニ當ル者ニ在リテハ治療ヲ要セサルニ至リタル當時ノ月俸一箇月分トシ第二號ニ當ル者ニ在リテハ退職當時ノ月俸三箇月分トス

療治料ヲ受クル者治療二十日以上ニ渉ラスト雖引續在職シ本屬長官必要ト認ムルトキハ治療ヲ要セサルニ至リタル當時ノ月俸一箇月分以內ノ範圍ニ於テ給助料ヲ給スルコトアルヘシ但シ治療七日ニ滿タサルトキハ此限ニ在ラス

第三條　巡查又ハ看守在職中死亡シタルトキハ左ノ順位ニ從ヒ其ノ家ニ在ル親族ニ弔祭料ヲ給ス但シ同順位間ニ在リテハ其ノ親等ノ最モ近キ者ヲ先ニシ同親等間ニ在リテハ男ハ女ニ先チ同性間ニ在リテハ長ハ幼ニ先ツ

一配偶者

二直系卑屬
三直系尊屬
四兄弟姉妹

前項親族ニシテ公權剝奪若クハ停止中ニ係リ又ハ行方不明ナルトキハ弔祭料ヲ給スル限ニ在ラス但シ次位者アルトキハ之ヲ轉給ス

弔祭料ハ死亡當時ニ於ケル月給一箇月分トシ勤續一年以上九年ニ至ル迄一年ヲ加フル毎ニ死亡當時ニ於ケル月給額三分二ヲ增加ス但シ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ因テ死亡シタル者ニハ更ニ死亡當時ニ於ケル月俸六箇月分ヲ增加ス

勤續年數ノ計算ニ關シテハ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ例ニ依ル

第四條　前條ニ依リ弔祭料ヲ受クヘキ者ナキトキハ死亡者ノ爲葬祭ヲ行フヘキ者ニ前條ニ定ムル金額ノ三分一以內ヲ給スルコトアルヘシ

第五條　休職者ハ在職者ニ準シ休職ヲ命セラレタル當時ノ月俸額ニ依リ本令ニ依ル給與ヲ行フ

第六條　本令ニ依ル給與ハ之ヲ行フヘキ事由ノ生シタル當時ニ於テ俸給ヲ受クタル經濟ノ負擔トス但シ休職者ニ在リテハ休職ヲ命セラレタル際俸給ヲ受クタル經濟ノ負擔トス

第七條　本令ハ陸軍監獄看守海軍監獄看守海軍警査貴族院守衛及衆議院守衛ニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第百五十號　(三十四月七月二十六日官報)

巡査看守退隱料及遺族扶助料法ハ第二十五條ヲ除キ明治三十四年八月一日ヨリ臺灣ニ之ヲ施行ス

○勅令第百五十一號　(三十四年七月廿六日官報)

第一條　巡査看守療治料給助料及弔祭料給與令ハ臺灣ニ之ヲ施行ス

第二條　巡査看守療治料給助料及弔祭料給與令ハ巡査補ニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○閣令第一號　(三十四年八月一日官報)

巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令ニ依リ內閣恩給局長ノ管掌ニ屬スル巡査看守退隱料及遺族扶助料取扱規程左ノ通之ヲ定ム

第一條　巡査看守退隱料及遺族扶助料法ニ依リ退隱料又ハ一時金ヲ受クヘキ者ハ退職當時ノ本屬廳ノ長官ニ請求スヘシ但シ廢官廳廳ニ當リタル

トキハ其ノ事務ノ引繼ヲ受ケタル官廳ノ長官ニ請求スヘシ

第一條　前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一在職履歷書
二戶籍謄本

但シ一時金請求書ニハ戶籍ノ謄本ヲ要セス

巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條第一項第四條第三項ニ依ル退隱料年額增加ノ請求書ニハ前項書類ノ外前ニ受クタル退隱料證書ヲ添付スヘシ

第三條　職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退隱料ヲ請求スル者ハ前條ニ揭クル書類ノ外左ノ書類ヲ以テ其ノ事實ヲ證明スヘシ

一傷痍又ハ疾病ノ職務ニ起因シタル事實ヲ認ムヘキ證據書類
二醫師ノ診斷書

第四條　巡査看守退隱料及遺族扶助料法ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ遺族ハ戶籍謄本及第五條乃至第十一條ノ書類ヲ添付シ住所地ノ地方長官ニ請求スヘシ

第五條　巡査看守退隱料及遺族扶助料法第七條第一項第一號又ハ第二號ニ當ル者アリタルトキハ本屬廳ヨリ死亡者ノ履歷書ヲ其ノ遺族ニ下付スヘシ今條第一項第三號末段又ハ同條第二項但書ニ當ル者ノ遺族ノ請求アルトキ亦仝シ

第六條　巡査看守退隱料及遺族扶助料法第七條第一項第一號又ハ第二號ニ當ル者アリタルトキハ本屬廳ニ於テ事實ヲ查覈シ其傷痍又ハ疾病ノ職務ニ起因シタル證據トナルヘキ書類及醫師ノ診察ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ其診斷書ヲ併セテ其ノ遺族ニ下付スヘシ

第七條　退隱料ヲ受クタル後死亡シタル者ノ遺族ニシテ扶助料ヲ請求スルモノハ死亡者ノ受クタル退隱料證書ヲ添付スヘシ

第八條　扶助料ヲ受クル者死亡シ又ハ權利消滅シタルトキ其扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ前者ノ扶助料證書ヲ添付スヘシ

第九條　重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタルニ因リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ其事實ヲ證明スヘキ確定裁判ノ謄本ヲ添付スヘシ

第十條　六箇月以上行方不明トナリタルニ因リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ自活スルコト能ハサル事實ニ付テハ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第十一條　巡査看守退隱料及遺族扶助料法第十條又ハ第十三條ニ當リ扶助料ヲ請求スル者ハ自活スルコト能ハサル事實ニ付テハ市町村長ノ證明書篤疾又ハ癈疾ニ付テハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

ヘシ

第十二條　退隱料又ハ一時金ノ請求ヲ受ケタル各廳長官ハ查覈ノ上請求ノ理由アリト認ムルトキハ請求者ノ在職年數及退隱料年額又ハ一時金計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ內閣恩給局長ニ差出スヘシ

扶助料ノ請求ヲ受ケタル地方長官ハ查覈ノ上扶助料年額ノ計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ內閣恩給局長ニ差出スヘシ

第十三條　內閣恩給局ニ於テ退隱料扶助料又ハ一時金ノ支給ヲ許可シタルトキハ證書ヲ作リ本人住所地ノ地方廳ヲ經テ之ヲ下付スヘシ但シ退隱料又ハ一時金ノ證書ヲ下付スルトキハ先ツ第一條ニ依リ請求ヲ爲シタル官廳ヲ經由スヘシ

前項ノ證書ヲ下付シタルトキハ內閣恩給局ハ其旨ヲ支給主管省ニ通知スヘシ

第十四條　退隱料及扶助料ハ其年額ヲ四分シ四月七月十月一月ニ於テ其ノ前三箇月分ヲ支給ス但シ退隱料又ハ扶助料ヲ受クルモノ死亡シ又ハ權利ノ消滅若クハ停止ノトキ及一時支給ノ金額ハ期月ニ拘ラス之ヲ支給ス

第十五條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者重罪若クハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキハ其ノ確定裁判ノ宣告ヲ爲シタル裁判所ヨリ之ヲ支給主管省ニ通知スヘシ

第十六條　巡查看守退隱料及遺族扶助料法第十四條第二項ニ當ル者アルトキハ其任用シタル官廳ヨリ支給主管省ニ通知スヘシ爾後其俸給額ニ異動アルトキ及解任シタルトキ亦仝シ但シ該通知書ニハ支給廳名俸給額及其ノ支給ヲ始ムル日（解任ノトキハ支給ヲ終リタル日）ヲ付記スヘシ

第十七條　支給主管省ニ於テ前二條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ內閣恩給局及支給廳ニ通知スヘシ

第十八條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死亡シ若クハ權利消滅シタルトキハ其ノ遺族又ハ本人ヨリ之ヲ支給廳ニ屆出ヘシ

第十九條　支給廳ニ於テ退隱料又ハ扶助料ノ支給ヲ廢止シ若クハ停止シタルトキハ其事由ヲ具シ之ヲ支給主管省及內閣恩給局ニ通知スヘシ但シ支給主管省ヨリ權利ノ消滅若ハ停止ニ關シ通知ヲ受ケタルモノハ此限ニ在ラス

第二十條　退隱料又ハ扶助料證書ヲ亡失シタル者ハ住所地ノ地方廳ニ屆出ヘシ

地方廳ニ於テ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ其事實ヲ調查シ亡失ノ事由ヲ具シテ內閣恩給局ニ申出ヘシ此場合ニ於テ恩給局ハ證書ノ謄本ヲ作リ地方廳ヲ經テ本人ニ下付スヘシ

前項證書ノ謄本ハ本證書ト同一ノ効力アルモノトス

第二十一條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ第十三條ノ證書ヲ添ヘ住所地ノ地方廳ニ屆出ヘシ

地方廳ハ證書ノ裏面ニ其事實ヲ記載シ長官署名捺印ノ上本人ニ下付シ其旨ヲ內閣恩給局及支給主管省ニ通知スヘシ

附　則

第二十二條　巡查看守給助例ニ依リ退職給助傷痍給助又ハ死亡給助ヲ受クル者若クハ受クヘキ者ハ其給與ノ種類ニ從ヒ退隱料、一時金又ハ扶助料ヲ受クヘキ者若クハ受クヘキ者ニ準シ第十四條ヲ除クノ外本令ノ規定ヲ準用ス

第二十三條　市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ本令ニ於ケル市町村長ノ爲スヘキ職務ハ戶長又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ之ヲ行フヘシ

第二十四條　本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○巡查看守退隱料一時金扶助料年額計算ノ件通牒

（三十四年八月二日官報）

本月閣令第一號巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程第十二條ノ退隱料、一時金、扶助料年額計算書ノ件ニ關シ內閣恩給局長ヨリ關係各廳ヘ左ノ通牒セリ

本月閣令第一號巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程第十二條ニ依リ差出サルヘキ在職年數及退隱料年額、一時金若クハ扶助料年額計算書ハ明治二十三年七月內閣訓令第八號在官年數及恩給扶助料年額計算書第一書式第二書式及第三書式ヲ準用ノコト

但右第一、第二、第三書式中「明治何年何月ノ給額金何圓何拾何錢（初助給額）」トアルヲ「明治何年何月ヨリ起算」トスルコト



○會　報

○吊慰金贈與之部

故京都府看守部長牲川榮智氏ハ奉職以來滿二十五年餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ニ盡力シ功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金拾五圓贈與ス　牲川榮智氏遺族

明治三十四年六月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

故香川縣看守兒島伊八氏ハ奉職滿九年四ヶ月餘傍ラ監獄協會ニ盡力シ其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第四項ニ依リ金九圓贈與ス　兒島伊八氏遺族

明治三十四年七月四日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

○慰勞金贈與之部

奉職滿十年七ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓贈與ス　元警視廳看守　稻葉勇吉氏

明治三十四年七月十二日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

奉職滿十五年餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五拾錢贈與ス　元警視廳監獄醫　堀義水氏

明治三十四年七月十二日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

奉職滿十九年八ヶ月勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス　休職島根縣看守長　中村龍三郎氏

明治三十四年七月十二日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

東京帝國大學法科大學教授法學博士岡田朝太郎先生著

刑法講義案

全一冊　正價金五十錢　郵稅金六錢

本書ハ先生カ東京帝國大學法科大學ニ於テ刑法總論ノ講義ヲセラルヽニ方リ筆記ノ勞ヲ省クタメ其大要ヲ刷梓シテ學生間ニ配付セラレタルモノニシテ初版ハ數日ヲ出テズシテ賣盡シ品切ノ處江湖ノ渴望セラルヽヤ切ナリ茲ニ於ヲ弊閣先生ニ乞ヒ今般前版ニ訂正ヲ加ヘ再版發行セリ有志ノ士ハ部數限リアリ速ニ御申込ミアランコトヲ

發行所　東京市神田區一ツ橋通町七番地　（電話本局三二三）　有斐閣書房

賣捌所　同　市四谷區愛住町二番地（本店）　神田區南神保町十番地（支店）　東京書院

◎警察監獄教科書第二版豫約出版廣告

製本完成

司法大臣　清浦奎吾君題字
監獄協會々頭　久保田貫一君序文
司法省監獄局長　田中貴道君序文
内務省前警保局長　有松英義君序文
内務省警務課長　内務書記官　小河滋次郎君序文

大審院檢事　司法省參事官　警視廳第二部長　内務書記官　石渡敏一君校閲　松井茂君校閲

内務屬　中島晋治君著述

●憲法　●行政法　●刑法
●刑事訴訟法　●裁判所構成法　●警察法
●監獄法　●會計法　●算術

警察監獄教科書　全

○菊版五百五十餘頁○用紙舶來印刷鮮明○惣クロース金字入美裝○定價一部金壹圓郵稅金拾四錢○豫約實價金九拾錢（全國無遞送料）但臺灣ニ限リ小包增料、書留料、特別荷作費トシテ一冊金拾錢增申受ク可シ○豫約期限本年九月三十日限申込順ヲ以テ送本ス但期限後ハ定價ニ復ス○一官署内五部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ケ月賦同十部以上ハ三ケ月廿部以上ハ四ケ月賦ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非ザレバ一切送本セズ○代金ハ着本即日郵便爲替ヲ以テ磯村政富宛四谷郵便支局ヘ振込ヲ乞フ郵券代用ハ一割增ノ事

本書ハ本年五月二十日ヲ以初版ヲ刊行セシニ各府縣看守巡查教習用及看守巡查部長撰擇試驗用若クハ監獄書記看守長警部消防士考查試驗用トシテ採用セラレタルノミナラス看守巡查執務參考書トシテ廣ク御採用相願初版再版月餘ニシテ賣盡シ今ヤ第三版製本完成ニ付更ニ豫約法ヲ以御需要ニ應セント欲ス御當局者有志諸君續々御購讀ノ榮ヲ賜ハンコヲ

◎警察官練習要書第四版豫約出版廣告

製本完成

法學士　太田政弘
法學士　加藤正雄　兩君共著

警察官練習要書　全

○憲法講義○裁判所構成法講義
○行政法講義○國際公法講義
○刑法講義○國際私法講義
○刑事訴訟法講義○民法講義
○警察學講義並警察實務要領
○監獄學講義○附錄英語自習法

○菊版物紙數凡千頁○用紙上質印刷鮮明○色クロース金字入美裝○定價一部金壹圓卅五錢
○豫約實價**金壹圓**○全國無遞送料但臺灣ニ限リ小包增料、書留料、荷作費トシテ一部金參拾五錢增申受クヘシ

○豫約期限本年九月三十日限但期限後ハ定價ニ復ス○一官署内五部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ケ月賦十部以上ハ三ケ月廿部以上ハ四ケ月賦ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非ザレバ一切送本セズ○各府縣（臺灣ヲ除ク）新任看守巡查用トシテ教習所ヨリ御申込ノ分ニ限リ五部以下ト

雖トモ二ケ月賦御拂込ヲ諸ス但他署ヘ御赴任ノ際ハ殘額御仕拂ヲ乞フ○送金ハ郵便爲換ヲ以テ村政書宛四谷支局ヘ振込ヲ乞フ但郵便切手代用ハ一割增御送付ヲ乞フ

本書ノ目的ハ警察ニ在リト雖該講義十一科目ノ內警察一科目ヲ除キテハ司獄官講究ノ學科ニシテ司獄官實務應用ノ參考書トシテ最モ適當ナルヲ信ス然ルニ本書初版以來已ニ八千五百部ヲ賣盡シ今ヤ第四版ヲ刊行スルノ盛況ニ際シ本院ノ獨特ナル長期月賦ヲ以更ニ監獄界ノ御需要ニ應セント欲ス若夫レ本書ヲ補フニ小河岳洋先生近著獄務要書ヲ左右ニ備ヘ研究セラルヽニヲ得ハ恐クハ遺憾ナカラン乎希クハ新刊教科書ト共ニ愛讀ノ榮ヲ賜ハンコトヲ

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
（電話番町貳拾壹番）

東京書院

同市神田區南神保町十番地
（電話本局四百四十一番）

東京書院神田支店

○會告

本會々費等御送付ノ節ハ凡テ郵便爲替ヲ以テ兼テ廣告致シ置候通リ東京集治監官舍本會委員若山茂雄宛ニテ千住郵便局ヘ御振込相成度他ノ方法ニヨリ御送金ノ義ハ堅ク及御斷候也

明治三十四年八月

監獄協會

本年七八兩月東京茶話會ハ例年ノ通リ休會仕候此段會員諸君ニ報告ス

監獄協會委員長

司法省監獄局御編纂

○監獄法令類纂

○菊版紙數凡一千四百頁
○用紙舶來背皮金字入
○豫約實費一部金二圓五拾錢以下送料實費

右印刷方下名ヘ被申付候處豫約外數拾部增刷方御許可相受ケ候間此分ニ限リ三ケ月賦（數部一纏メ御申込ノ節ハ四五ケ月賦）ヲ以御需要ニ應シ可申有志諸君ハ官署ヨリ御申込被下度此段會員諸君ニ謹告ス

監獄協會出版部

磯村政富

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

（監獄協會雜誌第拾四卷第八號）（每月壹回二十日發行）

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 8. August, 1901.

VOL. XIV.

CONTENTS.

Editorial :—

My opinion of the Rules for application of Reformatory Law.....

Leading Articles :—

Mr. Ogawa's address .....

Mr. Yamagami's address.....

The State of Taiwan Prison.....MEIRIN TSUTSUI.

Miscellaneous:—

Dr. Despine's Psychical View Regards to the Criminality. II. .....BETSUTEN-SEI.

Differences of Locked-up and Prison .....

Miscellaneous View.....FUYOUSEI.

Communications:—

State of Discharged Prisoners Aid Society in Nagano Prefecture .....

&c., &c.

Current News.

Statistics.

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

（電話本局二千二百十六番）

明治三十四年八月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富

印刷人　磯村兌貞

發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會

印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂